

第8日目（9月12日）

○議 長（黒滝松男君） ご苦労さまです。傍聴の皆様、お暑い中、大変ご苦労さまです。よろしくお願いいたします。

○議 長 散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から欠席、腰越晃君から欠席、樋口和人君から遅刻の届けが出ておりますので報告をいたします。

〔午後1時15分〕

○議 長 本日の日程は一般質問といたします。

質問回数は一括質問・一括答弁方式は3回まで、一問一答方式は制限なしとし、質問時間制限はいずれの方式も1人30分以内といたしますが、1人当たりの質問総時間のめどを60分以内とするよう努めていただきますようお願いをいたします。

初回の質問時に限り登壇して行っていただきます。降壇後は質問席に着席をお願いいたします。

質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問をしていただきたくご協力のほどお願いをいたします。あわせて答弁につきましても簡潔明瞭に答弁をいただきますようお願いをいたします。

なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問項目についてのみまとめて行っていただきます。また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に質問をしますと挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、議員の市長質問に対する答弁は議員の質問時間には含めないことといたします。よろしくお願いいたします。

○議 長 質問順位1番、議席番号3番・田村眞一君。

○田村眞一君 傍聴の皆さん、ご苦労さまでございます。2016年9月議会、私はきょうで12回目でありますけれども、初めてトップバッターを務めさせていただきます。本当にありがとうございます。大変身の引き締まる思いであります。いつものことながら一生懸命皆様方に私の思いを伝える所存でございますが、ご清聴よろしくお願い申し上げます。

通告に基づきまして井口市長に質問を申し上げます。

1 国民健康保険税の引き下げを

大項目の1、国保税の引き下げを、であります。格差と貧困が広がる中で無職、非正規の方が多く占める国保加入者を取り巻く経済状況は、ますます厳しい現状に直面しております。先頃発表された政府経済指標によれば、完全失業率、有効求人倍率は改善しておりますが、しかし一方、家計の消費支出は長期にわたり落ち込みが続き、消費の冷え込みが深刻化しております。日本経済の6割を占める個人消費が落ち込んだままでは、地域の経済も暮らしもよくなりません。雇用と消費のこの落差はなぜ生まれるのでしょうか。雇用は全体として増えましたが、中身を見ると、不安定な非正規が雇用の中心となっているためであります。正規雇用は1年前

に比べ 21 万人増えたのに対し、非正規雇用は 69 万人増えております。役員を除く雇用者数全体に占める非正規の割合は、37.6%と 4 割近くにのぼっております。格差が広がっていることが伺えます。

南魚沼市の国保世帯を例にしますと、所得 300 万円の 4 人家族、子育て世代と想定しますと、国保税は年額 49 万円を支払うことになり、所得の 16%にも及ぶ状況です。自治体として何とかしなければならないと考えます。国保は加入者の保険料だけで運営されてはおりません。国から国庫負担が入っているのは、国保が社会保障として運営されていることを意味しております。これが民間の保険と大きく異なっている特徴です。病気、失業など自助や相互扶助では決して支えることのできない市民の医療保障を図り、受診する権利、健康になる権利、生きる権利を保障するための公的医療保険の 1 つが国保です。国保はこのような事情から歴史的に整備をされてきたことを改めて確認することが必要です。国保は社会保障の立場で負担軽減、医療を受ける権利を保障する対応が自治体に求められています。

国保加入者という限られた市民に対して税金を投入するのは不公平という疑問があります。ここで考えなければならないのは、自治体が国にかわって一般会計からの繰り入れで補填をしなければならなかったことが理由の 1 つです。もう一つは国保加入者は負担能力が高くないために財政投入をしなければならなかった点を、理解してもらうことが大切ではないでしょうか。公平論は市民の中に対立と分断を持ち込み、真の問題の解決につながらないと考えます。国保の構造的問題の大もとには、国保負担削減を続けてきた国の医療費抑制政策にあります。そのため、国の負担を減らした分は国保の加入者と自治体に転嫁されるという構造が、長期にわたって継続されてきました。静岡市では、国から地方におりた保険者支援金 1,700 億円を使って 2 年連続で国保引き下げが実現しています。こうした自治体の姿勢に学ぶ必要があります。

2014 年 6 月議会の私の一般質問では親から子どもへの貧困の連鎖を取り上げさせていただきました。市長からは連鎖を断ち切る社会にしたいとの答弁がありました。住民福祉の向上は自治体の役割ですが、これに加えて格差是正という立場で国保税の引き下げを求めたいと思いません。以下、市長に見解を求めます。

1 番目、国保世帯の過酷な実態への認識はどうでしょうか。2 番目、国保には医療をより必要とする年齢層が多いと考えますが、見解を求めます。3 番目、国保税を支払えるかどうかの視点はありますか。伺います。4 番目、市民の医療を受ける権利と被保険者資格証明書の発行は矛盾していませんか。その点の考え方を市長に伺います。以上、演壇からの質問を終わりといたします。

○議 長 田村眞一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 傍聴者の皆様大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

1 国民健康保険税の引き下げを

田村議員の質問にお答え申し上げます。国保税でありますけれども、前段の議員のおっしゃることはある意味もつともだとは思っております。具体的な部分についてご答弁申し上げます

が、国保世帯の過酷な実態への認識ということでもありますけれども、これは国民健康保険税ばかりではないのですけれども、社会保障の保険料は少子高齢化社会に伴いまして確実に上昇傾向にあるということ。そしてこれが家計に与える影響も増大しているということは、当然ながら認識をしているところであります。国民健康保険、これは今、議員おっしゃったように、国民皆保険制度の最後のとりでだということでありまして、その使命からいわゆる議員がおっしゃいましたような構造的な課題を抱えていることも事実であります。障がい等で正規に就労できない方、あるいは所得の低い方、高齢の方、これらが他の保険に比べまして著しく多い。そして、社会保険のような事業主負担がないということではありますが、これは国あるいは自治体がある意味この部分を補っているということだと思いますけれども、事業主負担半額とかそういう部分がないということですので、所得に対する負担感がやはり大きくなるものだというふうに思っております。

そしてこういう多くの問題は、また自己の努力では改善できないという状況でもあるというふうに認識をしております。そういう中で我々が例えば滞納整理を行うという場合につきましては、その家庭の状況を十分に調査、そして現実的に可能な範囲での徴収に努めているということです。客観的に不可能な部分については執行停止処分、こういうこともあります。実態に即した対応を行っております。自助努力ではいかんともしがたい状況にあるという場合は福祉部門への橋渡しを行っておりますし、生活基盤の安定を第一に考えて納税相談は行っているつもりであります。

2点目ではありますが、年齢層ですけれども先ほど申し上げましたとおり、高齢者の加入比率が高い、これは国保の特徴であります。65歳から74歳までのいわゆる前期高齢者の割合は、年々上昇しておりまして、1人当たり医療費の額も前期高齢者の医療費は平均の1.4から1.5倍ほどになっております。高齢になるほど医療を必要としているということはこの数字からも当然あぶり出されてきているということでもありますし、それから精神疾患、こういうことも含めて恒常的に治療が必要で就労が困難な方、これも国保に加入する場合が非常に多いわけでありまして、全般的に医療需要の高い方が加入者が多いと。こういう国保の構造的課題は抱えているというふうに認識をしております。

それから、国保税を支払えるかどうかの視点はあるかということでもありますけれども、これもご承知のように国保税は応能応益割で構成されておりまして、所得のない世帯でも応益割は課税をされるということでもあります。支払い能力に比例する部分がこの応能割でありますけれども、応益割は一律でありまして、低所得者に対します応益割の負担を調整する必要が生じる、そういう中で保険税の軽減制度が設けられております。7割、5割、2割という部分ですね。

ここ近年はその軽減の拡充が図られておりまして、低所得者に対しましても支払い能力に応じた配慮が一応はなされているというふうに考えております。所得に比例いたしますこの応益割のほうでありますけれども、低所得世帯あるいは高齢者が多いことでもありますので、この中でも所得のあるいわゆる稼ぎ手の世代に大きなしわ寄せも行っているのではないかと思っております。国保加入者の中である程度所得のある方に大きな部分が乗っかっていっているという

ことであります。

こういうことを踏まえまして、市では平成22年度の改定を最後に税率を据え置いております。その結果、例えば所得税 300 万円、4人世帯のパターンで算出しますと、県内では高いほうから 20 番目くらいです。むしろ低いほうに位置しているところでもあります。他の市町村が税率アップを行っている中で据え置きを継続したことによって相対的に低くなったということでもあります。

先に申し上げましたように、国保世帯の厳しい状況、あるいは国保税の重圧感は十分認識しておりますけれども、一般会計からの法定外繰入も行ってございまして、これでかろうじて黒字化という現状であります。そういう中では今ここで税率を引き下げるといふ状況ではないといふふうに思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

これもご承知かと思いますが、平成 30 年度の国保制度改革に合わせまして国の追加支援 1,700 億円が投入されることになっております。これがどのように被保険者負担が変化するかをちょっと見きわめていった上での検討となるというふうに考えております。

4 番目の医療を受ける権利と資格証の発行は矛盾しないかということでもあります。このことばかりではありませんけれども、権利には必ず義務がついて回るということを、まずもってご理解をいただきたいと思います。必要な医療を等しく受ける権利は当然あるわけであり、保険税を納めなくても保険給付が受けられるとこういふことになり、その義務を果たさずに権利だけを受けられるのだということになりますと、この制度ばかりではありません、保険制度は全てが崩壊をするということになります。

一旦窓口で 10 割を支払っていただくということは、非常に重い負担でありますし、結果として受診抑制につながることは想像できるところであります。しかし、税負担の公平性の観点から、資格証、それから短期証は必要であると言わざるを得ません。資格証の方であっても納税相談が行われた場合、状況把握ができていられる場合は、例えば緊急入院となってもある程度は対応しているところであります。しかし、全く呼びかけに応じない方がいらっしゃることも事実であります。こういう方々につきましては十分な相談ができませんので、資格証はやはり保険制度を維持するということのために必要であろうと思っております。市のほうも日ごろから納税相談これらを通じて十分な意思疎通を行うことが納税に対するこの問題については非常に重要であるということも議員からもご理解いただければと思うところであります。以上であります。

○議 長 田村眞一君。

○田村眞一君 1 国民健康保険税の引き下げを

再質問させていただきます。1 項目ずつやらさせていただきます。

きょう皆様方のところに資料を配らせていただきました。市長の先ほどの答弁の中では、これはいつもと共通していますけれども、過酷な実態に対しては負担感は大きいと思うというふうにおっしゃってございました。それがこの数値に如実にあらわれているわけであり、これは平成 28 年の過去の平成 27 年度の数値を表しているわけであり、その中で一番右側に

1世帯当たりの平均所得、そして1世帯当たりの国保税課税額ということで負担率を数値として示しました。平成18年、9年前ですけれども、そのときは10.3%でした。その後下がって、平成23年が一番高くても金額的もあれですけれども、18万8,000円ということで13.32%になっております。

そして、その後この平成27年、直近の決算によりますと、1人当たりの国保税の課税額はずっと下がってきているのですね。わずか数千円ずつ、ちょっちょと下がってきているのです。ところが所得ですね。私が注目したのは、平成26年と平成27年の1世帯当たりの平均所得の数値が、それ以前の下がり方と比べまして劇的に下がっています。約13万円激減しています。そのために負担率が今回決算で出た数字が、額的には数字で言いますと1万円くらい下がっているのですけれども、率が0.3ポイントくらい上がっていると、12.78%で13%に迫っているわけでありまして。これが1つ今、現状としてこういうちょっと激変が起こっているというということなんです。

私はこれをいろいろ考えたのですけれども、消費税が平成26年4月1日から5%から8%に下がったということが、これは全国的な傾向ですけれども、こういった背景があるのではないかなというのが1つ。それと、労働法制、1999年の労働法制の自由化によって、これまで正規雇用、非正規雇用から、非正規雇用に置きかえが行われてきているということですよ。先ほど冒頭で言ったとおり4割に迫る不安定な部分の非正規雇用が広がっているという状況なのです。こういうことがかなり所得を減らしているということが伺えると思いますが、そういう意味で国保世帯がそういう部分が国保世帯にどんどん入ってくるということについて、ますますそういう意味では過酷さが強まってくると思うのです。大変さが強まってくると思いますが、その点について市長の見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 国民健康保険税の引き下げを

端的にお答えいたしますと、平成26年と平成27年の年度の所得の減分、これはもう私は、今議員がおっしゃったようなことではなくて、農業収入の減だというふうに理解しております。先般、平成28年度の予算の当初でなくて補正を確か皆さん方にご説明申し上げたわけですが。去年のお米のとれは一般的に平年並みでありました。JAが非常に上がっております。ですから、この減はある意味南魚沼ばかりではないと思うのですけれども、農業者はほとんど国保加入がいっぱいですから、この減だというふうに私は断言してもいいのだろうと。今議員がおっしゃったように消費税のアップだとか、労働法制の——議員がおっしゃるのは改悪というのでしょうか、これがこれだけ大きな差になって出てきているという、この部分がということではなくて、農業収入の減、農家の所得の減によるものだというふうに考えております。念のため事務局にことしの部分とそれから去年の部分でどれだけ違いが出たか。説明できるかな。ちょっと説明していただきますから、よろしく願いいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 国民健康保険税の引き下げを

今、市長が申しあげましたとおり、一番大きな原因となっておりますのは、やはり農業所得ではなかったかと思えます。平成28年の所得の算定に当たりましては、大体農業所得が平成26年段階に回復をしてきておりまして、国保の加入者に関しましては、この農業所得が一番大きく影響が出ております。市民税全般ではそれほど大きな影響ではないのですけれども、国保の算定に関しましては農業所得が一番大きな影響を持って出てきておる。平成28年段階の数字でありますけれども、詳細な数字はまた後ほど調べてお知らせをいたしますが、大体平成26年段階に回復をしてきているのではないかというふうに思っています。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 国民健康保険税の引き下げを

農業所得が原因だと、その点での見解というかその辺の理解はわかりました。ただ、ここはかなり劇的に変わった部分でして、これをやはりこのまま放置するわけにはいかないと思うのですよね。市長はともかく変化に対応し、そして大胆な政策を過去において対応してきたわけですが、これをこのままにしておくということは、やはり政治の責任としてはまずいだろうと。先ほど税率は下げないと言いましたけれども、こうした状況が本当に直面する中で、これまで市長はそのたび、そのたび大胆な政策を打ち出してまいりましたが、ぜひ、このままにしているということはやはりいけないのではないかと。

私が先ほど言ったとおり、例えば市においている保険者支援金を、全国でいうと静岡市は引き下げ、下げているわけですが、こういったものを使って思い切って1世帯1万円くらいの引き下げをやって、率をせめて下げて、そういう皆さんの希望としてやるというような英断を、ぜひ、市長に期待しているわけですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 国民健康保険税の引き下げを

ご承知のようにここ数年は、法定外繰入を行っております。今年度は4,000万円か。平成28年度は……（何事か叫ぶ者あり）1億3,000万円。確か平成27年度は1億5,000万円、7,000万円だったか……（何事か叫ぶ者あり）そういうふうに相当額を法定外繰入として投入させていただいて、税率は据え置きですけれども苦しい部分についての一定の配慮はしているつもりでありますので、よろしく願いいたします。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 国民健康保険税の引き下げを

先ほど私が言った保険者支援金の活用についてはどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 国民健康保険税の引き下げを

担当部長に答弁させます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 国民健康保険税の引き下げを

保険者支援金につきましては、平成27年決算の総括説明で申しあげましたとおり、南魚沼市

におきましては平成 27 年度は大体 6,600 万円くらい増額になっております。6,600 万円で、では 1 人どのくらいの軽減ができるかという問題もありますけれども、その前に市長申しましたとおり、絶対的な金額がもう足りないという中で 1 億 5,000 万円を投入して何とか会計を回したわけでありまして、3,000 万円ちょっと超えたくらいのかつかつの黒字で平成 27 年度が終わっているという状況であります。その中で支援金は確かにありがたいものでありますけれども、我々がその支援金の額を使って保険税を下げるという方向には、今の段階ではちょっと考えられない。まだもう少し財政的な安定を見た上でなければ判断ができないのではないかというふうに考えております。

○議 長 3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 国民健康保険税の引き下げを

市長からは、私の下げてくれという問題については、ちょっとお答えがありませんでしたが、部長が言われたとおり、保険財政のその制度は確かにそれが赤字になったりするのは困る、それはわかります。しかし、一方で言いますと、やはり市民の暮らしですね。先ほど言ったとおり、今、市民の皆さんは貯蓄世帯が激減しているわけです。例えば貯蓄ゼロの世帯が、2012 年の数字で言いますと、1,421 万世帯、貯蓄がゼロですよ、ないのです。それが 2015 年の調べでは 1,880 万世帯と 1.3 倍に広がっているのです。かつかつなのです。そういう状況の中で、やはり保険財政、制度は残るかもしれませんが、こうしたところを直視すると。市民の命や健康の持続可能性を破壊されるという部分をですね、ぜひ見てもらいたいと思っておりますが、市長、お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 国民健康保険税の引き下げを

貯蓄ゼロ世帯が増えているという、私はそこまで調べたことがないので、市内がどういう状況かというのは把握しておりませんが、全体的には確かそうだろうと。それは所得の低下ということも含めますけれども、やはり今は、子どもの数が減って、そして老人世帯だけが相当増えているわけですね。そういう形だけ見ても貯蓄ができる状況ではないと。所得が増えた、減ったということ以前の問題がそこに存在しているのだろう。そういうことも考えますと、国保という制度だけではなくて社会保障という全体の制度を、ひとつどこかで考え直さなければ、国保税だけをそこにでは当てはめてどうする、こうするという議論ではないというふうに私は考えております。

年金も徐々に今減ってきているわけですね。しかし、年金の積み上げ額は二百数十兆円ですか、あるわけです。これは将来的に支払っていくための基金的なものでありますけれども、その運用も 5 兆円損したとかどうとかと、トータルすれば 20 兆円くらいもうかっているとかいろいろ議論がありますが、そういうことも含めていわゆる社会保障という制度そのもの、医療制度も同じですけれども、やはり考え直す時期であろうと。全体としてですよ、国として考え直していかなければならない。

もう人口構造がそういう構造になってきているわけですし、減っていつていることは間違い

ないし、まだ減るわけですから。旧態依然の社会保障制度では、これはなかなか対応ができていかないだろうなど思っておりますので、国保制度に限った問題ではないと。ですから、国保だけをどうする、こうするという議論は、ここでは適当ではないのだろうというふうに考えております。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 国民健康保険税の引き下げを

なかなか平行線ではありますが、繰り返すようですけれども、格差。市長は繰り返し格差是正に対しては、そういう世の中は正しくないということをおっしゃっていましたので、その第一歩——ほかの部分もありますが、社会保障の中の第一歩として国保の部分でひとつ格差是正の第一歩を、国保税引き下げという形でぜひ実現のために英断してほしいということを重ね重ね言いまして次に議題を移らせていただきます。私どももこれから運動を起こしながら、実現に向けて頑張る決意でございます。

次に2、3項目目であります。2、3項目目に移らせていただきます。先ほどの2番目ですけれども、1つ高齢者。国保には医療をより必要とする年齢層が多いと考えるということで1つ目の部分ですけれども、なぜ国保税が高くなるかということなのです。格差と貧困が拡大する要因の1つとして、1つ目が高齢者の加入比率が高いということが先ほど申したとおり1つなのですけれども、もう一つあるのですよね。

もう一つというのが次の第2番目ですけれども、国保税を支払えるかどうかの視点の部分で、第2の理由として国保税は加入者が支払えるかどうかという観点から、実は設定されていないという部分です。国保は必要な医療費を加入者で割り振る仕組みとなっていると。必要な医療費を加入者に負担させるという観点から国保税を算出させると、おのずと保険税は高くなる。こういう構造になっているという点なのですが、先ほど言ったとおりお年寄りが多いと。医療を必要とするお年寄りが多いのが1点目。2つ目は医療を加入者で割り振るという仕組み。この2つが国保税が高くなる理由ということについて市長の見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 国民健康保険税の引き下げを

現行制度上で考えればそういうことありますから、そういう結果が出てくるのは当然と言わざるを得ないということです。現行制度上はです。では、それでいいのかということになりますと、この保険制度そのものが——つい先ほども触れましたが、皆保険制度というのは昭和30年代後半か40年代ごろにできたわけでしょう。そのころの人口構造は大きく今と違うわけですから、その当時につくった制度が今にすぐ適用できているということが、本来おかしいということですね。ですので、医療制度そのものは一元化するとか、そういうことを抜本的に考えていかなければ、国保税が高い、払えないからどうする、こうするという議論だけではこれはなかなか自治体の財政も圧迫するばかりでありますし、国の財政だって当然そうです。医療費を今おっしゃったように国も自治体もある程度は負担しているわけですね、ある程度。全部を国保の加入者に割り振っているわけではないわけです。ですので、一般的な社会保険の

中での医療費制度とも大体似通った部分があります。国や自治体が事業主負担分的なものをやっているということですから。

ですので、今申し上げましたように、平成30年に県のほうに一元化していくわけですね。そこでどういう結果が出てくるか。やはり将来的には医療費制度は1つという形を取っていかなければとても構造的な問題は解決しないというふうに思っておりますので、この構造は今そういうことです。当然国保に加入されている方は高齢者が多いわけですし、高齢者の割合ものすごく多いわけですから。そして医療費も当然かかると。そういうことですから、今の制度を残したままの中での議論は、結果として下げろというのは国の負担をもっといっぱいにして、あるいは自治体でもってお金を出せということにほかならないわけですから、そういう短絡的な考え方だけではこの問題は解決できないというふうに私は考えております。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 国民健康保険税の引き下げを

次の議論にいきたいと思います。国保税の引き下げを行うという方向性とその意義ですね。それと社会保障。社会保障の機能向上等の関係についてちょっと考えたいと思います。

社会保障の機能ということについて皆さんにご紹介したいのは、平成22年版の厚生労働白書ではこう述べています。3つ述べられまして、1つは生活の安定と向上機能、2つ目は所得の再分配機能です。3番目は経済安定機能であります。国保を含めて社会保障が不安定となれば、将来の生活の不安感から社会の活力は低下するおそれがあると白書では述べております。今、格差と貧困が広がり、先行きの不安感が広がる中でこれを取り除き、社会に活力が出るように自治体として負担軽減に取り組むことは、社会保障の機能を発揮する上でも重要と考えます。それは国保法の第1条でも、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする」とうたっていることと一致しております。

そこで市長に伺いますが、国が先ほど言ったとおり、医療費抑制路線に走り国庫負担を減らすわけでありましたが、これまで負担能力が低い国保加入者との関係の中で、市は国保税に繰り入れを行ってきましてけれども、この意義は大変私は大きいというふうに思います。市長の見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 国民健康保険税の引き下げを

法定外繰入を行ったその意義は大きいというふうに考えるかどうかということですが、そういうふうに評価していただければ幸いです。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 国民健康保険税の引き下げを

4項に移らせていただきます。市民の医療を受ける権利と資格証の発行は、の部分であります。市長の答弁では、どんなことでも権利と義務がついて回るということですが、資格証は必要ということでもあります。

そこで、私は資格証という、資格証明書という発想、考え方がどこからくるかちょっと考えてみました。日本の社会保障の中心的役割を担っているのは社会保険ですが、この社会保険には2つの性格があります。1つは社会原理、もう一つは保険原理です。社会原理とは個人や相互扶助では対応できない病気、老齢、失業など当面社会対応として考えだされたのが社会原理です。保険原理とは私的扶助で、サービスを受けたいのであれば保険料を納めなさいというもので、民間保険はこの原理で運営されております。国保をはじめ公的医療保険は社会原理と保険原理の2つの性格で成り立っております。

そこで、市長にお伺いいたします。資格証を発行することは収納率の向上につながると。しかし一方で資格証発行によって資格証を受けた方が窓口で100%払わなければならない、経済的理由で受診を抑制せざるを得なくなり、健康維持ができなくなる。こういう事態が想定されるわけですがけれども、この2つのことが絶えず私はぶつかりあうと。そして問題が発生するわけですがけれども、こうした問題が発生する根本には、2つの性格のうちの保険原理、サービスを受けたいのであれば保険料を納めなさいということだけが協調され、先ほどの社会原理が薄められることから生じると考えますが、市長の見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 国民健康保険税の引き下げを

社会原理と保険原理という考え方、それはまあそういうことでしょう。しかし、公的な部分については、その社会原理・保険原理もありますが、いわゆる相互扶助といいますか。今の保険制度は全部そうですね、公的な部分は、相互扶助であります。そこに加入しているある方が意図的に保険金等を納めないで、だけれども、権利だけは俺はあるのだから使うのだという考え方は成り立たないわけですよ、どういう形があっても。それは保険原理とか社会原理とか言う以前の問題です。

さっきも申し上げましたように、私たちもきちんとした相談ができています方については、そういうことは特にしていないわけですね。いくら連絡をしても、全く相談に応じていただけない方、こういう方にやむなく資格証あるいは短期証を発行させていただいているということです。ですから、ご相談においでくださいとか、我々のほうが伺っても結構ですけれども、そういうことをきちんとやっていかなければ、これはやはり不公平。これは議員ご理解いただけると思います。ごねて保険金も何も支払わないで、医療費だけは全部皆と同じにしろなどという話は普通、通らないですよ。こういう事情があって、こういう状況だから致し方ないと、これは皆さんが認めるのですけれども、何の相談にも乗らないで、悪く言えば十分な余裕があつてなおかつ支払わない。そういう方も、では支払わないで普通一般の支払っている皆さんと一緒に権利を全部主張されたってそれは困るということです。

それは公平の原理です。社会原理とか保険原理とかという以前の問題。その以前に社会を形成している一番大事な部分でありますから、そういうふうにとり取っていただかないと、保険原理だけがずっと今、国保のほうでは上向いているなんて、そういうことは私は全くないと思っています。全くありません。そういうつもりでいますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 国民健康保険税の引き下げを

保険原理ばかりが動いているわけではないというお話でした。そこでもう一つ聞かせていただきたいのは、その資格証の——資格証明書は収納率の向上のためということは先ほど言いました。それで、滞納者との接触の機会をつくるのが目的だということも確認済みですが、資格証明書となる人の特徴はほとんどの方が生活困窮者だという報告です。そのお一人お一人にかかわることは生活再建など本当に大変な労力と時間が必要だと思いますが、市民の健康を何よりも第一に守るため、市としての十分な人数が現在確保されているかどうかお伺いいたします。十分かという点を含めてお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 国民健康保険税の引き下げを

私とその現場にいちいち対応しておりませんので。しかし、今まで——今までですよ、そういうことの対応に職員数が不足して困るのだという実態を、私がそういう報告はちょっと受けておりませんので、担当の部長が、あるいは担当の課長がどう考えているか、ここで担当部長あるいは課長に答弁させます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 国民健康保険税の引き下げを

これは税務課長も同じ意見でありますけれども、今の収税担当者の人数はかなり拡充をしていただきまして、納税相談も期限を定めて効率的に行っておりますし、個別に班体制で地区割で担当者を決めてかなり回って、相談をしております。中ではとても人数的に足りないという状況では今のところないというふうに我々は感じております。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 国民健康保険税の引き下げを

人数的には増やして、十分だというお答えでした。この項目でまとめさせていただきますが、南魚沼市はこれまで国保に繰り入れをしてきたことは、加入者への負担軽減のみならず、今、深刻な社会問題になっている格差の是正につながると思います。それは家計を温め、市民に希望を与える。近い将来、市の活性化、市税の増収など財政の健全化につながると私たちは展望しているところであります。南魚沼市が市民の暮らしもよくなり、地域経済もよくなる、こういう共生社会を目指して好循環になっていくことを願ってこの項での私の質問を終わりといたします。

2 子ども医療費助成の対象を高校卒業まで拡充を

大項目2に移らせていただきます。子どもの医療費助成の対象を高校卒業まで拡充をであります。

1つ目は子育て世代の実態について認識を伺います。

2つ目、県内の多くの自治体では実施しているがということで、先ほどの資料の裏側に、皆様方のところに——この資料のもと共産党県議団を通じた新潟県内の資料。ちょっと小さく

て、ファックスだったので見づらくて申しわけありません。若干コメントを言いますと、30 市町村の中で対象年齢は、入院で言いますと 18 市町村、約 6 割が入院の関係で高校卒業まで拡充しております。そして通院ですけれども、17 市町村、全体の 56%ですが、高校卒業までの拡充を行っているという資料ということでもあります。こういう資料の説明をした上でよろしく願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 子ども医療費助成の対象を高校卒業まで拡充を

ちょっと登壇します。数字に間違いがあると失礼ですので、ちょっと登壇をしてきちんとした数字を申し上げますので、お聞き取りいただきたいと思っております。

まず、子育て世代の実態についての認識でありますけれども、南魚沼市は県の子ども医療費助成制度の拡充に合わせまして、当然ですけれども限られた財源の中で市独自の上乗せをしながら妊産婦医療費の助成、そして子ども医療費の助成、不妊治療費の助成こういうことをはじめといたしまして、妊娠・出産・子育ての切れ目のない多様な支援に取り組んで、子育て世代の保護者の皆さんからも非常に高い評価を得ているというふうに私は認識しております。

婚姻届けを提出していただく際に、私が在庁しているときはお祝い状を希望の方には手渡すのですが、その席で子どもさんの医療費の助成の話をして、ですので、心配しないです。できる限りたくさんのお子さんを産んでくださいという話をするのですが、一番驚かれるのは 4 歳までの子どもの医療費、入院・通院ともに全額市で負担しますと、皆さんの負担はありませんということ。割合と市外から嫁いでくる方が特に、その制度はもうそんなうれしいことはないということで評価もいただいております。そういう状況です。

今、議員がおっしゃった、多くの自治体を実施しているがというのは高校分だと思っております。この県の子ども医療費助成制度は、去年、おとしだったのですか始まったのですね、ちょっといろいろ問題はありましたけれども。我々もその制度を使って中学までということには延ばしました。しかし、子育て世帯の負担軽減、これを図るために医療費助成は、今触れましたように、我々は中学までの全ての子どもの助成を行っております。しかし、特徴的なのはゼロ歳から 4 歳までの子どもの入院・通院無料という県内ではほとんど類を見ない手厚い助成であります。それから妊産婦に対しましても医療費を全額助成していると。

今、県内 30 自治体の中で子どもの医療費助成事業の実施状況は 9 月 1 日現在で、今、議員が触れました、約半数の 16 自治体が入院・通院とも高校卒業までを対象として助成しています。このうち粟島浦村の入院・通院がゼロ歳から 4 歳全額補助は、うちと同じであります。出雲崎のゼロ歳児、これはゼロ歳児のみ全額補助、それから佐渡市の入院のみ全額補助。こういうことを除きますと 13 自治体では入院 1 日 1,200 円、通院 1 日 530 円、月 4 回まで、こういう一部負担がほとんどのところは必要であります。湯沢はこの 10 月 1 日から 18 歳以下の子ども医療費が全額無料という方向を打ち出しております。こういうことでありまして、医療費の助成対象年齢を高校卒業まで引き上げている自治体は増えております。

しかし、いつも申し上げますように、お子さんの——お子さんの生涯という言い方は

悪いですが、子どもでいるうちにお医者さんにかかる率が圧倒的に多いのが、ゼロ歳から4歳です。これは6割から7割ここに集中しているわけです。そういうことも含めて、我が市ではゼロ歳から4歳までの入院・通院を全て全額助成しているということでありまして、こういう制度は、今ちょっと触れましたが、南魚沼市と粟島浦村がこの4月1日から開始したと、これ以外はないわけでありまして。

今年度から交付金化されました国の子ども医療費助成交付金、これは昨年より669万円多い4,721万円の内示を受けたところであります。また、他自治体との比較で、サービス合戦ではなくて、子育て支援策全体の中で本当に何が有効かと。その年齢を引き上げるとか、あれだとか、これだとか、そういう上っ面のことだけではなくて、本当に必要とされている部分、本当に困っている部分に焦点を絞った新制度にやはりしていくべきだというふうには感じておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。決して我が市が医療費等も含めて子育て世代に対して、他市より劣っているということではない。それどころか優れていると、勝っているというふうには私は自負しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 2 子ども医療費助成の対象を高校卒業まで拡充を

まず実情から入りたいと思います。先ほど、私も近隣の市町に聞いて、湯沢町が10月からゼロ歳から18歳までゼロということをお聞きしました。それが1つです。それともう一つ、十日町市とか津南町の状況を聞きますと、十日町市は平成25年4月、3年前に高校の卒業までを実施しました。特徴としては、部活動での捻挫ですね、けがが多いというのが非常に特徴だということがわかりました。津南町ですが、津南町は平成26年4月から実施して、実施の際には町広報誌に載せて、新たに対象になる新1年生から3年生までのところに、現況届けと申請書を送ったそうです。町民からは医療機関への受診が受けやすくなったという歓迎の声が出ております。これが今、近隣でこの2、3年のところで実施しているところであります。

市長が先ほど答弁した中で私がやはり気になるのは、「サービス合戦」という言葉と「上っ面」という言葉が1つの象徴になっているわけです。やはり、私が聞いてみてわかったのは、少子化が進む、小学校も中学校も高校も子どもが少なくなっている。実施をしている自治体は、それを逆手に取ってチャンスと捉えて、手厚い支援を——少ないわけですから手厚くやろうという支援を進めている姿勢に私は感銘いたしました。

先ほどの市長の姿勢でいうと、サービス合戦だとか上っ面というよりは、高校生は確かに部活動をやっていて捻挫をして接骨院に行くと。やはりそれは言われてみれば私もそうだなというふうに思いますし、そういったことがもしなければ、みんな自己負担です。市長は盛んにスポーツ、スポーツと言うわけですが、そういう部分からも、高校卒業まで広げるということは、未来ある青年の皆さんにスポーツで頑張れと、南魚沼はそういう宣言をしているわけですが、そういうところから打ち破る観点が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市長 2 子ども医療費助成の対象を高校卒業まで拡充を

他自治体で行っていることに対して私がとやかく言うことではありませんけれども、十日町市さんのいわゆる部活で捻挫も含めたそういうことが非常に多くなってきているとか、子どもの数が減っているのだから集中的に子どもに投資しろとかというその考え方はわからないわけではありませんが、私がさっき触れましたのは、うちは高校までといたしますと、では他自治体はどうなのですか、他自治体は今度は20歳までやっていますよとか、そういうサービス合戦的な部分に陥ってはならないということです。本来、子どもの医療費とかそういう部分は、どこに住んでも同じでなければならない。本来、日本全国どこへ住んでいてもですね。新潟県に行ったら高かった、兵庫県に行ったら安かったという話は、本当は通じないわけなのですね。だから、こういうことはやはり国がきちんとやるべき。そして県も——せめて県くらいは統一をしてもらおうということでない、これは非常に難しい。

ただ、県もこれは交付金化して、それぞれの自治体でそういうふうに使ってくださいということですので、我々は中学生までを対象にして、中学卒業までですね。しかもそこに手厚くやるということです。ゼロ歳から4歳とかそういう部分も含めて。高校生がいいやということではないです。高校生がいいやということではないのですけれども、子どもの数が減るということは、もうすぐその将来に税、そういう部分の税収が少なくなるということは目に見えているわけですから。そこへ投資をするということが悪いということではありませんが、まあ奇をてらうようなことは私はやらしてもらっては困ると、私はそれはやりたくない。

では、さっき言ったようにゼロ歳から4歳になぜこれだけ手厚いことをやっているかということ、ここに一番、病気になる、病院に行かなければならない理由が多く存在しているからです。これはですね、ここを全額無料化というのは大変なことですよ。約1億円負担がかかっていますから。これを平準化して1,200円と530円にしよう。そのかわりにでは高校生まで全部広げても本当に子育て世代の方が喜ぶか。私は喜ぶことではないと思うのです。負担が少ないほどそれはいいでしょうけれども、そういうことだけを求める社会であってはならない。そういう考え方です。

ですので、サービス合戦だとか、そういうことを言葉として出したのは、そういう意味を私は申し上げているところでもありますので、それぞれの自治体が工夫してやっているわけですから、あそこが、ここがという話を持ち出しながらの、そこと比べながらのやり方というのは私は適当ではないということを感じているところでもあります。私も比べろというのならいくらでも比べられます。では、隣の町はこういうことをやっていますか。やっていないです。こちらのほうがいいのです。言っていますから。私の娘は隣の市に行っているのです。子どもを3人持っていますよ。断然、ゼロ歳から4歳のこちらのほうがいい。そこを全額無料化にするほうが、もう親にとってはどれくらいありがたいか、助かるか。そういうことはちゃんと言っていますから。比べっこはしないということをもたご理解いただきたいと思います。

○議長 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 2 子ども医療費助成の対象を高校卒業まで拡充を

私は比べる合戦ではなくて、市長が言われたとおり日本のどこでも同じサービスを受けられるというのが、私も確かにそれが一番理想であります。ただ、今、政府はご存じのとおり社会保障削減路線で突っ走っている政府でありますから、これはなかなか期待できない中で、やはり大事なのは比べる合戦ではなくて、それぞれの自治体の地方自治の精神です。地方自治法は住民の福祉の向上に寄与すると、自治法の精神なのですよね。その立場でそれぞれの市が判断して、湯沢さんはこの10月からゼロ歳から18歳まで負担ゼロにしようというのは、湯沢町のまさに先駆的な決断ですよね。地方自治法の考え方なのです。私どももそういうふうにとんどんっていつてもらいたいと思っているのです。

それは別に比較とかそういう問題ではなくて、どこに住んでも同じサービスを、同じ福祉のサービスを受けられるというのが理想なのです。そういった意味で、市長の考え方はわかりませんが、やはり地方自治の原点に立った住民福祉の向上という立場で、ぜひとも高校卒業まで広げてもらうことを市民が望んでいると思うことを最後に訴えまして、私の発言を終わりにいたします。終わります。

○議長 長 質問順位2番、議席番号7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 発言を許可されましたので、一般質問に入りたいと思います。

教育の平等を目指した本市独自の若者支援策を

教育の平等を目指した本市独自の若者支援策をということで一般質問をいたします。

格差社会の弊害が問題になり久しいですが、国で保障している義務教育の期間においても家庭の経済格差が彼らに影響を及ぼすことは避けられず、また、子どもたちや若者自身でそれを解決することは難しいです。学校では詰め込み学習からの脱却と応用力の涵養を目指し、いわゆるゆとり教育が実施されてきましたが、かえって学力の低下を招いているとの指摘により、現在は見直しが必要となっています。

かつて中曽根内閣が実施したニューパブリックマネジメントでは、国営企業を民営化するなど民間の活力を最大限に利用しようとする政策を実行し、一見画期的な政策に見えましたが、教育の現場においては公教育の民営化を進めたため、教育が商品化されていきました。教育が商品化されれば当然家庭の支出が増加するため、経済格差が子どもたちの教育の格差へと連動していきます。

最近、田中角栄先生に関連する本がブームとなっておりますが、私も人が生きていく上で必要なのは学歴ではなく、何を学んできたかと、必要なときに何を学ぶかが重要なのだと思っています。しかし、将来のために学びたいという意欲がありながらお金がかかり過ぎるのでちゅうちょしてしまうというのが現状の問題です。幾度となく南魚沼市の地方創生は教育だと訴えてきました。本市独自の支援策としてどのようなことが考えられるのかを大項目とし、以下の質問をさせていただきます。

放課後学習、土曜日学習の充実。少子化に即した個々の特性を把握した指導の充実と教員の増員。少子化に関連するこの問題に関する子育て支援課と教育委員会の連携。教員等の指導力の向上。障がいのある生徒に対する適切な進路指導。キャリア教育の推進。以上、演壇での発

言を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 いつの間にかとは言いませぬけれども、傍聴者の方が大変増えていまして、皆さん大変ご苦労さまです。

教育の平等を目指した当市独自の若者支援策を

桑原議員の質問にお答え申し上げます。まず、総体的な部分でありますけれども、先ほど田村議員からもおっしゃっていただいたことがあります。厚労省が平成26年にまとめた報告の中で、日本の子ども——17歳以下ということでありまして、相対的貧困率が16.3%、平成24年。これは過去最悪だということでありまして。これは国民の平均所得の半分に満たない世帯で暮らす17歳以下の子どもが全国で300万人余り、大体6人に1人いるということを示しているところであります。全国の就学援助を受けている児童生徒数が、平成24年度で155万人。この15年間で2倍になっております。

文部科学省の発表では全国学力テストの結果を分析いたしましたところ、親の所得が多い家庭の子どもほど成績がよいという結果が出ております。これはちょっと一定程度の所得ということに置きかえないと、では所得が10億円もある人は人の10億倍も頭がいいか、成績がいいかと、そうではないですよ。これはちょっと文部科学省はおもしろいことを出しているなと思うのですけれども——おもしろいというか、収入が多ければ多いほど学力はどんどん上がっていているということではないような気がするのですけれども、まあ結果としてはそういうことだそうでありまして。親の収入が学力に影響を与えているという、これはそうだと思います。

今、我々の市の中でも、例えば塾に通っている子どもさんは相当数いると思うのです。通っていない、これは別に親の収入という割合でなくて、そういうことが必要ないという親と必要だという親の考え方の違いでしょうけれども、当然開きは出てくると思うのです。当初は、間違いなく。ですので、そういうこともあるのだらうと思いますけれども、ひとり親世帯では貧困率が半数を超えておまして、2人に1人が貧困状態だと言われておまして、先進国中では最悪の水準だということでありまして。ひとり親世帯が増えているということは、今ご承知のとおりでありますけれども、先ほど田村議員がおっしゃったように非正規の就労状況が非常に増えているということも拍車をかけているのではないかと考えております。

国もこの貧困の連鎖を断ち切ることを目指しまして、子どもの貧困対策法をつくったところでありまして。しかし、これはすぐに実効性があるかと言われると、あまりどうも美辞麗句をちょっと並べてお題目を唱えた程度のことでありますので、まだまだ親への支援、子どもへの支援のあり方については、相当検討が必要だらうと考えております。

南魚沼市も国の動向もにらみながらそれぞれの関係機関と協議をして、できることから取り組んでいこうと。そして子どもたちの教育の面からも経済格差は解消すべきだらうというふうに考えております。

その具体的な部分の中での放課後学習、土曜学習の充実であります。これは今、議員がおつ

しゃったように5日制が定着いたしまして、平日の教育活動に時間的な余裕がやはりなくなっている学校、この実態に対しまして、教職員の多忙化解消、あるいは土日の有効活用の必要性は当然高まってきております。南魚沼市は平成26年度から文部科学省の土曜日の教育支援活動モデル事業に取り組みまして今年度で3年目を迎えたところであります。今年度も9月1日からか、いつから始まったか……〔何事か叫ぶ者あり〕9日から始まりましたが、教員OBを中心に協力いただいて準備をしているところであります。昨年度からは民間の方1人、さらに今年度は市役所職員1人、これも指導者に加わりまして18人の指導体制で市内3か所、8回ずつ延べ24回の土曜学習を計画しております。10日の土曜日の六日町会場を皮切りにいたしまして、市内の小学校6年生83人が参加して、算数に特化した学習会をスタートさせております。費用は学習教材としてのワーク代は1,200円いただくということになります。

土曜学習を実施している他市町村の中では、教育学部の大学生あるいは教員志望の地元高校生、これらの皆さんから協力を得ているところもあるようであります。そういう部分というのはやはり大学が近くにあって、学生が容易に通える条件の市町村だと思っております。南魚沼はそういう状況ではありませんので、現在のところ教員OB中心の指導陣で対応ということになります。

これからどのような形で土曜学習を発展充実させていくかということについては、さまざまなご意見があろうかと思えますけれども、指導者と会場をもっと増やして、もっと細かな範囲——前から申し上げておりますコミュニティーの範囲ですね、地域づくり協議会の範囲。旧々町村単位くらいでも実施を工夫してより多くの子どもたちが通いやすいようにする。こういうことを考えております。

北里学院あるいは国際大学の学生、市内の高校生からの協力、これら幾つも方策は考えられますが、やはり距離的なハンデ、こういうことを考えますと新潟大学や上越教育大学に通う現役の大学生からの協力を得ることはちょっと難しいと思っております。

放課後学習につきましては、現段階での実施の予定はありません。必要があると判断した場合は他市町村の取り組みを参考に検討していかなければならないというふうに教育委員会では考えております。

2番目の少子化に即した個々の特性を把握した指導の充実、それから教員の増員ということになります。市内の小学校におきましては特別支援学校を除きまして学年1学級の学校が14校、1学年でも2学級ある学校が5校でありまして、30人以上の学級は158学級のうち20学級のみであります。本当に少ない。少子化が進んで少人数学級が多くなってきているということでもあります。その中で各学校では一人一人に寄り添ったきめ細かな教育活動に努めているところであります。

しかしながら、ちょっと先ほど申し上げましたように、学校の中での教員の皆さん方は非常に多忙でありまして、余裕の持てない状況でもあります。市でも、また県でも教員の多忙化解消に取り組んでおりますが、なかなか抜本的な改善には結びついていないのが現状であります。

それから、生徒指導、学力向上これらで特別に教員が加配されている学校も数か校あるところですが。教員の増員につきましては、南魚沼、我が市でも大きな課題ではありますが、人事権は県にあるわけでありまして、財政的にも簡単なことではないと。先日の文部科学省の定数改善の内容についてちょっと申し上げますが、文部科学省のほうは義務標準法の改正を視野に、来年度から10年間で基礎、加配を含めて公立の小・中学校の教員定数を2万9,760人増員したいという考え方で予算要望に当たっているところであります。

その1年目に当たります来年度が3,060人増で義務教育費国庫負担金このことだけで前年比——このことだけではありませんが、義務教育費国庫負担金は前年度比86億円減の1兆5,185億円という概算要求だというふうに伺っております。この増やす部分については英語指導、通級指導、日本語指導、貧困家庭対策対応、それからいじめ・不登校対応、こういうことに充てようということであります。

そして、この問題に関します子育て支援課と教育委員会との連携でありますけれども、我が市には家庭的な問題を抱えて学校に登校できない、あるいは学校不適応を起こしたりしている児童生徒はやはりおるところであります。子育て支援課のほうでは、市の保健課、福祉課、学校教育課、児童相談所、警察の生活安全課、これらとも常に情報を共有しながら家庭の支援、子どもの支援に取り組んでおります。保育園と小学校、小学校と中学校、それから中学校と高校、それぞれ連絡会議が開かれておまして情報交換もしております。当然ながら個人情報これらの問題もありまして、詳細な情報共有は慎重に行っていかなければならないということになります。

特定妊婦のときから、つまり生まれる前から関係機関が情報を共有して夫婦関係、家族関係、交友関係、これらにわたって可能な限りの情報を整理しながら、それぞれのケースに対応しているところであります。

今、申し上げましたそれぞれの機関では全部記録を残しまして、次のステージに引き継ぐ努力を継続して行っております。指導の記録といたしまして、指導要録——これは指導要録ということがあります。これへの記載、家族の関係図、これはジェノグラムと言うのだそうで、それから出生からの生い立ちを見やすく整理いたしましたカンファレンスシート、これを活用して情報共有と課題解決のために情報の継続的な蓄積をすること。そして特別な支援を要する子どもにつきましては、カルテに準じた資料の作成等を行っております。こういうことで関係機関は非常に密な連絡を取っておりますので、これをまた連携して1人でも多く、生きづらさと言うとちょっとおおげさですけども、こういう状況を軽減できるように取り組んでまいりたいと思っております。

それから、就学支援を受ける生徒はやはり増加しておりますので、生活が困窮していると思われる保護者につきましては、学校のほうでも申請を促すなど対応を図っております。これからも学校と連携して、学校での児童生徒の様子にも注意を払いながら、丁寧な就学支援制度の周知を行って就学支援申請につなげてまいりたいと思っております。本当に支援が必要な生徒にきちんと行き届くように、保護者の了解を得た上で学校長口座に直接振り込まれるようにし

ている家庭も多くなっております。こういうことも行っているということをご紹介申し上げます。

教員の指導力の向上であります。学習指導センターのほうで3人の指導主事、国語・算数・数学・外国語・英語、これが年間170回以上の学校訪問を行っておりますし、年間60から70回の研修講座を開設して実施しております。延べ1,000人を超える教員が受講して指導力の向上に取り組んでいるところであります。学校訪問の回数あるいは講座開設数は学校数を考慮いたしますと県内でも多くの研修機会を提供しているものだと思っております。各学校のほうでは中越教育事務所の指導主事、あるいは市の学習指導センター指導主事を招いたり、管理職が講師となったりしまして計画的で実践的な校内研修を推進しております。授業実践を通して学校全体の指導力向上にも取り組んでおります。特に若い教員につきましては、必修の市の主催研修と県主催研修がありまして、どちらにも意欲的に参加していただいております、先生方自身の指導力向上に努めているところであります。

教員の県外研修派遣事業といたしましては、教員1人当たり3万円、8人を上限とする市の補助制度もございます。先進校あるいは研修校への訪問を行って研修結果を研修誌にまとめたり、自分の所属する部会で報告するというところも行っているところであります。当然ですけれども、学力向上のために教員の指導力向上は、本当の根っこの部分、根幹部分でありまして、今後も最重要課題として捉えて教育委員会がリーダーシップを発揮しながら進めてまいりたいと思っております。

障がいのある生徒に対します適切な進路指導であります。総合支援学校の高等部の進路指導につきましては、進路指導部、進路指導主任を中心に取り組んでおります。高等部のほうでは作業学習、それから校内実習、現場実習を通しまして在学中から卒業後の進路に向けての指導を行っているところです。高校1年生、これは春に校内実習、秋に現場実習、2年、3年生は春・秋に現場実習を行っております。個々の生徒の進路希望がかなうようにハローワークあるいは障害者就業・生活支援センターあおぞら、相談支援センターみなみうおぬま、これらの関係機関とも連携して職場の開拓、それから職業の能力、適性の把握、そして職場定着、これに努めているところであります。それから福祉施設あるいは就労支援事務所、市役所の福祉課、児童相談所、これらとも連携を深めております。総合支援学校のほうでは、当然ですけれども教育活動全体を通して社会生活への対応力を高めて、個々の適正に応じた進路指導ができるよう支援を行っているところであります。

キャリア教育の推進であります。これはキャリア教育の部分については、「一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すことを目指す活動」だということが定義とされております。それぞれの家庭の状況、これが児童生徒の将来に大きな影響を与えることはこれは事実でありまして、家庭の経済状態によって進学が困難な場合は奨学金の利用が多くなりますし、その返済に苦慮しているという現実もございます。これを受けまして日本学生支援機構の奨学金制度の見直しが行われるという情報も今あるところであります。

ご承知かと思えますけれども、塩沢信用組合さんが「魚沼の未来基金」を立ち上げていただきまして、額はまだ大きくありませんけれども、地域の法人あるいは個人からの——これは個人である組合員ですね、塩沢信用組合さんの組合員の皆さんから寄付を募って基金を造成している中で、地域在住のひとり親家庭の高校生を対象に返済不要の給付型奨学金制度を立ち上げた。これが設立式典がいつだったか近々行われるところでありまして、今その募金活動を行っているということでありまして、非常に私も大きな感銘を受けたところであります。

南魚沼市の奨学金制度では、大学で月額5万円、高校等では月額1万8,000円、これは無利子の貸付であります。今年度は10人の申請がありまして、全員が審査を通過して奨学金が貸与されているところであります。市の将来を担う若者たちに対する教育的資金の援助につきましては、給付型というふうになっていく方向が大きくなるのだらうなということは予測はしておりますが、まだそういうふうにするという形を決定したところではございませんので、国県の動向、それから財政上の問題、これらも考慮して検討してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 教育の平等を目指した本市独自の若者支援策を

丁寧にご答弁いただきまして、非常に通告どおりに答えていただきましたが、1問目から順次いきたいと思います。

土曜日学習、私の娘も参加をさせていただきまして、塩沢地区は今週から始まるわけです。参加される方から聞きますと、やはり親御さんが送っていく問題がございまして、できれば学校を開放していただけないかということが意見として出ています。本来の目的であるひとり親の世帯であるとか、なかなか塾に通えないお子様たちの学力を何とか平準化していくための制度であれば、やはり親御さんが送っていかなければいけない場所で開催するというのもなかなか難しいわけですので、その部分の今後の見直し等も図っていただけるのかどうか、ここをお聞きしたいと思います。

また、土曜日学習、放課後学習両方なのですけれども、放課後学習はちょっと実施が難しいというような答弁でした。上越教育大学とか新潟大学で県内の先生になられるという方を何とか、遠方ではあるのですけれども、公費でアルバイトとして決まった期間採用はできないものかなと。ここでアルバイトをしてくれた教員を目指す方が、この地で教壇に立っていただけるような循環型の政策をぜひ考えるべきでないかと私は思っていますが、この点についていかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 教育の平等を目指した本市独自の若者支援策を

今実施しております学習では、先ほども触れましたように、今年度で3回目でありまして、ようやく塩沢、六日町、大和と1回ずつ回っていった。当然ですけれども中心的なところでやっているわけでありまして、再三これは前から申し上げておりますように、でき得れば来年度からは小学校の学区範囲くらいでやってはどうかと。ただ、資金的にそれを全額市が、市の予

算の中からということが難しい状況もあるかと思っておりますので、コミュニティ事業のほうでそういうことに取り組めるところは取り組んでもらうという方向を出していきたいというふうには思っております。

そうなりますと大体学校ではできないかもしれませんが、開発センター的なものがほとんどのところにございますので、そういうところも活用できるわけですし、通う範囲は非常に狭められますので、子どもたちが学校に行くと同じですね。歩いて通えるということも可能になるわけですので、そういうことをやはりきちんと検討していかなければならないと思っております。

それから、放課後学習につきましては、教育長に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 教育の平等を目指した本市独自の若者支援策を

土曜学習・放課後学習と土曜授業・放課後授業と大きく違っております。学習はボランティアなり若干の報奨を用意して一般の方からお願いするのが学習、授業というのは学校の先生方の授業を割りくって、さらに放課後つくるということでございますが、南魚沼市としては土曜授業・放課後授業ではなくて学習の対応でいきたいというのが、まず原則的にあります。そのときにボランティアなりに安い報奨でやっていただく方が、土曜日のほうが集まりやすいと。放課後となると学校を使用しなければなりませんもので、その辺については土曜日のほうがやりやすいということが現状です。なお、市長も答弁したとおり、今後他の市町村の取り組みを見ながら検討してまいります。さっき言いましたように、旧村の12地域コミュニティの集会所で開催するのが、今のところの目標でございます。

○議 長 教育長。

○教育長 教育の平等を目指した本市独自の若者支援策を

先ほど言いましたように、豊富な予算がある中で、やはり教育にはお金をかけていくという必要があるのですけれども、この土曜事業、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1の事業で取り組んでおりますから、よそから大学生アルバイトに交通費をかけてアルバイト代を払ってということまで、今のところは及ばないという状況です。当面、この国、県の補助金をいただきながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 教育の平等を目指した本市独自の若者支援策を

まず、放課後学習とか学習と授業の定義を私のはっきりしていなかったもので、今、わかりました。予算も限られた中で大学生を使っていくというのはなかなか難しいのですけれども、今後ちょっと頭の中に入れておいていただきまして、教員の確保という部分もございますので、少しは政策の中に、片隅に入れておいていただければと思います。

また地域コミュニティの事業の中で学区ごとにやれるというのは、非常にいい。今度は子どもたちも歩いて通えますので、こういった取り組みどんどん回数を重ねるごとに改善されてい

くと思いますので、今後ともそれに期待をしたいと思っています。この質問はこれで終わりたいと思います。

次に少子化に即した個々の特性を把握した指導の充実と教員の増員ということで質問をさせていただきますが、少子化に伴って少人数学級が多いというのは、どこの学校も抱えている課題ではないかなと思いますし、市長の答弁でもございましたが、教員の多忙がまだなかなか解消されていないということでございます。しかしながら、子どもがこれだけ減っていく中で、やはり個々の能力を伸ばしていくとか、個々にきめ細やかな指導をしていくというのは、これからさらに重要になっていくと思います。教育長も県のほうでは大分頑張っておられるというような話も漏れ伝わってくるわけですが、県の人事権があるとはいえ、文部科学省は大幅に増員をするわけですので、来年度以降の当市にどれだけの教員が確保されるのかという情報があれば少しお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 教育の平等を目指した当市独自の若者支援策を

来年……これは文部科学省のさっき触れた数字は、文部科学省が要求しているというだけです。財務省は逆に切ろうかなどという話を出していたわけですから、これはわからないのです。ただ、文部科学省としては約3万人近い教員の増に向けて頑張っています、ということでもあります。そういう中で来年度の部分についてどう把握しているかというのは、私はそこは把握しておりませんので、教育長が把握しているようであれば教育長に答弁させます。

○議 長 教育長。

○教育長 教育の平等を目指した当市独自の若者支援策を

市長の答弁どおりでありまして、文部科学省が要求しているという段階で、なかなかそれが要求は通るような状況ではありませんが、南魚沼市の個々の特性を生かしたということについては、QU調査ということで個々の学級での居場所の良さを調査しながら、子ども一人一人の対応をということに今、取り組んでおります。さらに来年度以降もその部分に取り組んでいきたいというふうに思っていますが、今、計画の段階で市長とも相談しておるのが、学習指導要領が2020年から大きく変わるということで、英・国・数のほかに、道徳それから理科・社会ということで主要5科目以上の授業が必要となってきましたので、その辺、教員OB、校長先生が多くここ1、2年で退職されますから、今ある県からお借りして高いお金を払っている先生方を、教員OBの嘱託指導主事のほうに切りかえながら手厚い教員体制をとってまいりたいというふうに市長とは相談しておる最中でございます。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 教育の平等を目指した当市独自の若者支援策を

不透明な中でもOBとか退職者を見据えた中で計画を立てているというのは、非常に心強いところでございます。今後ともこの部分よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。この問題に対する子育て支援課と教育委員会の連携ということですが、ちょっと余談になるかもしれませんが、今、ネットで当議会の質問内容も全国から見

られる状況になっていまして、私に幾つか人口減少に対して指摘がありました。そこで、ある方から曾野綾子先生の論文を読みなさいということがあって、恐らく「神の汚れた手」という本を読みなさいということだと思ったのですけれども、何をこの先生がおっしゃっているかという、人工妊娠中絶が戦後、敗戦時の混乱もあって、合法的に国が支援した時期がございました。終戦当時 100 万人以上の中絶がありまして、平成 26 年度は人口減少もあって 20 万件くらいまで減っています。正しい累計が出ていないのですけれども、この部分がもしなかったと仮定すると、日本の人口は恐らく 2,800 万人から 3,500 万人くらいはプラスになっているだろうという仮説がここで成り立っている論文であります。

ここで何が言いたいかといいますと、女性を取り巻く環境がまだまだ日本は未熟なのですけれども、途上国と比較すると法律が整備されている日本でありまして、家庭の環境やそのほかいろいろな理由によって、法律の中で人口が実は伸びない構造になっているのではないかと思います。先ほどの市長の答弁の中で、各世帯のことにしてごく連絡会がうまく情報を共有しているのだなど。慎重には取り扱っているのですけれども、答弁の中では家族の関係図等の情報もあつたり、出生時の情報もあつたりと、非常にこれから多様化するニーズとか複雑化する家庭環境の中で対応していくには、そういう細かい対応が必要なのではないかと思っていたところに、やはり当市もよくそういう取り組みをしているなというふうに答弁を聞いて感じたところです。

そこで、前回の一般質問でもあったのですけれども、個々のカルテの作成を急いでいるということがあったのです。非常に大事な部分でありますので、正式な国の指導によるカルテの作成というのはいつくらいから始めるものなのかということと、先ほどの答弁にもございましたが、就学援助の方がすごく増えている中で、本当に必要な子どもたちに行き届いてるかどうかというのは、表面的な調査ではなかなか把握ができないと思っております。この部分をどうやって改善していくのか、方法を考えているのかというところを少しお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 教育の平等を目指した当市独自の若者支援策を

そういう個々、具体的な問題につきましては、教育長あるいは教育部長、福祉保健部長等で答弁いたします。まあ教育長のほうで大体答弁できると思います。教育長に答弁させます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 教育の平等を目指した当市独自の若者支援策を

家系関係図ということで、今、教育委員会と福祉保健部は一体になっています。他自治体よりは、と比較するのは、先ほど市長が言ったようにあまりよくないということですが、そういう面では進んでいるというふうに思っています。それに基づいてケース会議ということで親御さんが悩んでいるとか、この中に手のかかる方がいるだとかという関係図を見ながら、その子どもをどう支えたらいいかということで福祉保健部とは密なる対応をしております。実はきょう下でヤングケアラーということで、子どもが家事を担わなければならないというようなケースについて、今、勉強会をしておりますし、この 4 月から南魚沼市ではスクールソーシャル

ワーカーという新しい切り口で各家庭に入り込む人員を配置しております。かなりの成果が出ているというふうに思っております。

ではこのカルテがいつごろから実現化するかということについては、ちょっとまだ不透明でありますもので、なるべく早く動きが出るように教育委員会と福祉保健部と連携しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 教育の平等を目指した当市独自の若者支援策を

繰り返しになりますけれども、この取り組みは初めて聞きましてすごく驚いております。情報管理を徹底しなければなりませんけれども、よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。教員等の指導力の向上ということで、先ほど答弁にもありましたが最重要課題として取り組んでいくということで、私は納得いたしました。指導員の訪問が170回、研修会の参加が延べ1,000人、1校当たり8人を上限に3万円の補助ということでございました。この点について細かくやり取りはしませんので、さらに充実させていただければと思っております。ここは質問はこれで終わります。

次に障がいのある生徒に対する適切な進路指導というところに入ります。今、パラリンピックがテレビでやっています、私も選手団の活躍をめざましく見ておりますが、私が一番注目したのは身体障がい者の方々に対する企業の理解が、非常に高まってきたのかなというふうな印象を持ちました。こういう雰囲気はまだごく一部の企業にとどまっているのではないかと思います。この地域全体としても広げていくべきであろうと思っております。

先ほどの答弁の中で高等部を中心に作業実習、現場実習、そして校内実習も含めていろいろな実習等を重ねる中で、ハローワークとか就学支援センターとかを通じて個々の適性に応じられる指導をしているというふうにありました。やはり親御さんが最も心配されている点は、卒業後にどう自立していくかということころだと思うのですけれども、この進路指導はさらに深めていくという観点からすると、今後どういったことが考えられるでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 教育の平等を目指した当市独自の若者支援策を

今、議員からちょっと触れていただきましたように、社会全体としてこの問題をきちんと考えていかなければならない。企業関係の皆さん方も相当理解は示してきていただいておりますが、これも議員がおっしゃったように、まだやはり一部にとどまっている部分がある。一応法定の雇用率とかもあるわけですね。あるわけですが、それは目標数値的なものであって、ではそれを達成しないからどうだ、こうだというふうには、なかなかないわけでありまして。強制的にと言っても無理なことです。やはり全体として障がいをお持ちの方の受け入れをどうしていくのだということを考えていかなければならないわけです。

市のほうも、これは自治体でありますから法定率を下回るわけにはいきませんので、それはきちんと努めているところでありますが、こういうことは行政が中心になって行うべきことでもありますけれども、やはり社会全体、企業全体の中で考えていただくと。私はこう思います

と、うちでもスペシャルオリンピックスをやったりということの中で、非常に皆さんの関心は高くなってきている。そして、そこに支援をしていただいた企業の方々もたくさんあるわけですので、就労の部分につきまして、やはりもっともっとお互いで話し合いをしながら、こういうところに使えるねとか、こういう部分がという部分は出てくるわけですので、これからはそういうことを行政としてもっともっと掘り起こしていく努力をしなければならないのだろうと。そして、全体の皆さんで一緒になって考えていくという形を取っていくのが一番だと思います。企業も含めますが、当面はやはり行政が主導でということの啓発、理解を深めていくということが一番重要だろうというふうに私は感じております。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 教育の平等を目指した当市独自の若者支援策を

今の答弁のとおりだと思っております。やはり社会や企業が理解を深めていくということが大事でございます。そのために行政がその働きかけをしていくということをお願いしておきたいなと思っております。

最後にキャリア教育の推進に入ります。先ほども述べましたが、大切なのは学歴等ではなく、何を学んできたか。すなわち学問であると思います。先ほどの答弁の中で返済不要の給付型の奨学金を求める声が高まっているということで、奨学金制度の見直しを国等も進めていっているということでもあります。私自身は個人的にはどんな苦しい状態でもしっかり返済されている方がいる中での安易な制度改正は、ちょっと懐疑的な部分を持ち合わせておりますが、大学・短大・専門学校の進学率が今76%、昨年の実績で超えているという中で、意欲や能力がありながら経済的理由で勉強をあきらめるといことは非常に残念な状況であります。この市内からまたそういった経済的理由で勉強をあきらめるとい方々が一切なくなるような政策を、ぜひ実現していただければと思いますが、その部分の考え方、決意を最後にお聞きをして終わりにしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 教育の平等を目指した当市独自の若者支援策を

我々は戦後すぐに生まれました団塊世代でありますけれども、我々のころは結局金の卵とか言われまして中卒ですぐ就職する方が圧倒的に多かった。しかし、就職はしても学びたいという意欲を持っている方は、企業のほうもそういう理解があったのでしょうか。やはり定時制高校を出ている部分は非常に多くあります。私は地元に残りましたけれども、やはりいろいろな事情の中で全日制というところは選べなかったわけですが、今ですね、そういう選択をできる学校がほとんどなくなってきているということです。今、定時制になりますと堀之内ですか。これは昼間ですね。これは働きながら学ぶということではない学校なのです。なぜそういう部門がなくなるかという、結局そういうところに行く子どもが少ない。行く子どもが少ないというか、親がやらないということだと思ふのです。では、高校に行けない、その経済的な部分だけで高校に進学できない子どもは何をしているか。ほとんど行っているのです。ほとんどですよ。大学になりますとまた1人卒業させるまでに1,000万円だ2,000万円だなどという

話ばかりが飛び交っておりますから。これも昔の大学生は相当経済的に厳しい中でも、やはり自分でアルバイトをしながらとかそういうことで卒業してきて、社会的に立派になっている方が大勢いるのです。今の日本の経済界をリードしている皆さん方というのは大半がそうなのですね。そこが昔の考え方を押しつけるというのは非常に無理ですけれども、親の覚悟も含めてちょっと覚悟が足りない。しかし、そうは言っても今はそういう時代でありますから、ただ単に経済的な理由だけで進学をあきらめなければならない、学べる場所を断念しなければならないということやはり避けるべき。

しかし、甘やかすべきではありません。これはですね、お金だけどんどん与えて、さあどうぞ学校へ行ってください。それできちんとした社会人になれるかという非常に大きな疑問があります。そこも含めて、まあ、学ぼうと思う方の覚悟とそれをきちんとした支援をしていかなければならないと思う自治体や国が、同じ思いを持たないと片方だけがどうも過剰に押しつけではありませんけれども、整備してやって、ただその制度に乗っかって、大学は出てきましたと。社会に出たら使い物になりませんなどというのがどんどんと育ってもこれは大変な損失ですから、そういうところをどうお互いが覚悟を持ちながらやっていけるかと。このことを先にきちんとしてやらないと、今、議員がおっしゃったように、全てすぐ給付型などと言っても、これはもうしかも将来を危うくする部分もあるということが考えられます。非常に大きな問題でありますけれども、もう少しきちんとしたそういう基盤を確立した上で給付型あるいは国や自治体はそのきちんとした支援ができる、そういう制度に持っていくべきだろうというふうに私は思っております。

○桑原圭美君 終わります。

○議長 休憩といたします。再開時刻は3時25分といたします。

[午後3時07分]

○議長 長 休憩を閉じて会議を再開します。

[午後3時25分]

○議長 長 質問順位3番、議席番号5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 はい、いよいよ私の番が回ってきました。一番最初に登壇した議員が、身の引き締まる思いだと言っておりましたが、私も同じであります。井口市長への最後の質問になるかと思うと、何か胸がどきどきする思いであります。どきどきと言っても変な意味ではないですよ。ごく普通に緊張していると、そういう意味であります。私自身の持ち時間は30分あります。自分の時間はしっかりと守りたいと思いますが、答弁のほうもより簡潔におおむね1時間で収まるようにしてもらえればと、そんなふうに思います。

1 行政改革と意識改革の必要性について

では質問に入ります。行政改革と意識改革の必要性についてであります。ものごとの改善は無限であります。このままでいいと思ったときに進歩・向上・発展は止まるわけでそれ以上のものにはならないと言われております。だからこそ常に問題意識を持ち、挑戦し続けなければならないわけでありまして。このままでいいという現状肯定からは、何も新しいものは生まれ

わけで、現状否定、現状打破の精神を持ってこそ、改善・改革につながるものだと思います。

これは以前の話ですが、NHKの視点という番組で、長期安定的な組織は内部変更を嫌い、斬新な発想や提案をつぶしやすいと言っておりました。どうあれ我々は変化を愛する精神を持ちたいものであります。違うやり方でやれば違った結果が出るということについて、オリンピックを例にお話してみたいと思います。

毎日ブラジルのリオデジャネイロで行われているパラリンピックの様子が放送されています。前月はオリンピックという世界最大のイベントが行われたわけですが、その2か月前の6月に財政危機を理由にオリンピック開催の義務を果たすことができないとして非常事態宣言が出されていたことを思い出します。これは新聞で私は知ったのですが、インターネットでもこれが出ていました。新聞、テレビ、ニュースで見るとうまくやれていたのではないかと私は思っていたのですが、その裏で財政は意外に火の車であったのかもしれない。

さあ、4年後の東京オリンピックについてであります。当初予算は7,340億円であったはずですが、昨年の秋には1兆8,000億円になろうかというお話でありました。このごろでは2兆円か、あるいは3兆円くらいかかるのではないかとと言われております。これはオリンピックにかかる税金のお話であります。2兆、3兆と言ってもお豆腐屋さんではないのだと言った某都知事がいましたが、この類の話を書くたびに私は1984年のオリンピック、すなわちロサンゼルス大会を思い出します。税金を全く使わずにオリンピック大会を成功させたのみならず、前代未聞の430億円という黒字を出したあの大会であります。あのころアメリカは大変な不況で国も州もオリンピックに予算を盛らなかつた。ロサンゼルスだけでオリンピックを開催、これも無理だということで議会が予算付けをしなかつた。そんな中で予定されていた役員、スタッフはクモの子を散らすように去っていったと言われております。

そんなわけで、実はロサンゼルス大会は開催できないだろうという情報が流れる中で、一民間人で「私がやってみましょう」と言った人物がいたわけでありました。ピーター・ユベロスという旅行会社の社長さんでありました。結果としてロサンゼルス大会は参加国の数は過去最多、観客動員数も過去最多、そしてテレビの視聴率も過去最高を記録、おまけに近代オリンピック史上初めて430億円という莫大な黒字を出したと。全てにおいて記録破りの大会でありました。税金を全く使わずに、であります。

緊縮経営の得意な人でアイデアマンでもあり、またコストカッターとも言われたユベロスが指導したゆえの結果であったと言われております。この人物が組織委員長になったとき、近代オリンピック史上初の民間の活力による100%民営のオリンピックにすると宣言し、役人の発想を一切退けたと言われております。なぜこんなことができたのか。これについては詳しくお話しする時間はありません。これは極端な事例であります。要するに民間人の頭で発想を変えて違うやり方をすれば、違う結果が出るという見本のような事例であります。これを参考にして2つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問。行政組織のスリム化と運営経費削減の可能性についてであります。2つ事例

を引用してみたいと思います。ニュージーランドの運輸省では事業の民営化と外部委託で4,600人の職員で回していた仕事を、何と57人で運営できる役所になったとのことであります。あつと驚く様変わりであります。また、アメリカのジョージア州のサンディスプリングスという市では、人口9万人以上の市ですが、市の業務を民間に委託し、自治体の行政組織そのものを民営化した結果、職員は市長を含めて10人程度になり、当然の帰結として驚くほどの経費削減ができたと言われております。

これは極端な例ですけれども、日本においても民営化と言えばJR、あるいはNTT、振り返って資料を見れば社員は3分の2以下になったという記録があります。これらは業務の外部委託という意味で考え方は似ています。我が南魚沼市でも一部この考え方を取り入れて外部に業務を委託していることは知っていますが、業務の内容によりさらに外部委託を進めるべきではないかと思うのですが、いかがでありますでしょうか。

世界的なベストセラーとして知られるミルトン・フリードマンの選択の自由という本にどんな組織であろうがそれが官僚化すればするほどより広範囲に優れた仕事が劣った仕事に置き換えられるようになると、そのように書かれていました。これはどういうことかと考えてみますと、お役所仕事は放っておくとやがて非効率になるという意味だと私は解釈しました。お役所の仕事には組織としての競争相手がないわけですから、すなわち健全なる競争原理が働かない世界であります。健全なる競争原理が働かない、だから不健全だと言っているわけではありません。繰り返しますが、健全なる競争原理が働かないから、だから不健全だと言っているのはありません。私は大変健全だと思っはいるのですが、まあそれにしても緊張感に欠けるといふ事実はあると思います。

私がここで聞きたいのは、10人でやっている仕事でも実は少し工夫すれば8人でできる仕事ではないか。あるいは5人でやっている仕事をちょっと工夫すれば4人でできはしないか。その結果として経費削減になるのではないかという、そういう類のお尋ねであります。大変に仕事をしてくれている皆さんにこの質問は大変失礼かと思いますが、市民目線からして見直すべきところはまだあるのではないかと思います。この点についていかがでありますでしょうか。

2つ目、民間の経営感覚とコスト意識を取り入れることの効果と必要性についてであります。

先ほど幾つか事例を挙げましたが、民間の活力、民間の発想、民間のコスト意識が市の行政に本気で生かされたならば、経費削減など必ずやプラスになるものと私は信じています。この点について井口市長はどのようにお考えでしょうか。壇上からの質問は以上で終わります。引き続き質問席にて質問させていただくこととします。

○議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 勝又議員の質問にお答え申し上げます。

1 行政改革と意識改革の必要性について

行政改革は常に言われていることではありますが、しかし、それは内容がそれぞれさまざまでありまして、それから市民サービスの向上を目指した行政改革、これは当然であります。コス

トカットを主な内容とするのもございます。そういう部分も含めまして、その目的はなかなか一様ではないわけでありますが、しかしながら多くの場合、財政的な効率化、すなわち行政活動のスリム化、これを目的としているということだろうと思っております。

組織改革という部分につきますと、長期的なまちづくりの観点、こういう部分、単に人員削減による行政のスリム化だけという部分、これを簡単に1つにすることはなかなかできないということでもあります。そこで、地域住民の皆さん方の行政に対するニーズ、これも旧町ごとに、あるいは各行政区ごとにそれぞれ多様でありまして、当然ですから日本中の自治体全部それぞれであります。ですので、どこかの自治体がこういうことをしている、それがではすぐ南魚沼市に適用できるかというところでもないということもあります。自治体の実情に応じて新たな行政課題あるいは地域住民の行政ニーズ、これを的確に捉えて、そして迅速に対応できる組織を絶えず見直ししながら求めていくということだろうと思っております。

今この地域の課題に的確に対応しようということでありまして、第2次総合計画の目標の実現に向けた取り組み、あるいは行政評価、これらによって積み重ねてきた各種の行政手法の面から組織を改革していくこと。それから地域の視点から組織がどうあるべきか、これらも含めた見直しが必要だというふうに思っております。

私が就任以来、的確な行政サービスという部分でこれを実現するために、必要に応じまして課や係の新設、統廃合、事務分掌の移管、民間委託、これらによりまして一応効率的で市民のニーズに合った機構改革を行ってきたのだらうと自分では思っております。最近ではご承知のように医療再編に係ります医療対策室——これは平成27年度で廃止しました。それから病院整備室の設置、今般は地方創生の基軸事業に対応するための地方創生推進室の設置、それから新ごみ処理施設の広域化に対応する新ごみ処理の準備係、こういう設置もしているところであります。

これまでであります、行政改革大綱に基づきまして人件費の削減は進めてまいっております。実績といたしまして、一般会計で平成18年度から平成27年度までに119人の職員の削減を行っております。これを目的別給与明細書と比較いたしますと11億8,000万円余を削減してまいっております。当然ですけれども、これからも組織機構の見直しは絶えず行っていかなければならない。多様なニーズに応えていくためにはそうしなければならないということでもありますし、地方都市として生き残りをかけているわけでありまして、その政策を実行していくということは、業務の民間委託あるいは民営化これらを含めたアウトソーシングを除いては、やはり今後は職員を大幅に削減することは、これ以上なかなか困難だと感じております。

今現在、小中学校の統廃合あるいは給食センターの民間委託に加えまして保育施設の民営化、こういうことも進めております。今後も民間でできることでサービスの向上あるいは効率化につながる部分は、当然ですけれどもアウトソーシングを検討してまいらなければならないと思っております。ただ単純に人員を削減するというだけでなく、削減して、先ほどもちよっと出ましたが、市民サービスが大幅に低下するというようなことは避けなければならないわけでありまして、これはできないということになります。チェック体制あるいは課の連携、

こういうこともきちんと確保しながら行政改革とそれに伴う運営経費の削減には努めていかなければならないということでもあります。

議員から今ご指摘、ご紹介いただいたそれぞれの事例につきまして、日本の中でということではありませんけれども、よって立つ部分が非常に違う部分もございまして、アメリカやあるいはそれぞれの外国の事例ですけれども、これらが単純に我々の自治体に適用できるか。これは市役所をそっくり民営化しろということになりますと、もう圧倒的に反対のほうが多くなります。これはご存じだと思いますね。申し上げますけれども、私も民間人なのです。民間人から市長にならせていただきました。別に職員からそっくりなってきたわけではない。だから民間感覚というのは少しはあるつもりですね。

しかし、いわゆる市長とか首長の立場になりますと、行政の一員ですから全くその民間という考え方を抜かれてしまうのですね。ですので、議員がおっしゃるように行政組織は全てが民間意識が欠如している。私は民間人ですから民間意識は欠如していないと思ったのですけれども、それはそれといたしまして、言うは易し、これはそうですよ。こういう部分も含めて、議会の部分も含めて、今の法体系の中では全て民営化ができるはずがないのです。極力——お役人仕事と今まで言われていましたが、お役人仕事と言われているのは大体非効率。ですから、私は職員にはいつも言っているのです。後ろを向くな。後ろは向くなというのはですね、前例踏襲はだめだということです。それから、横を向くな。横を向くなというのは、隣の人もこうしているのだからそれでいいのだろうと、それはだめだ。上は向くな。上を向くと、国や県、あるいは上司がそう言っているからそれでいいのだろう。そういうことに陥るから必ず前を向きなさいということをやっているのです。前を向いて一歩進めば何かが変わってくるわけですから、そこで改善点を自分でみつけてやっていく。それが徹底しているかどうかわかりませんが、そういう感覚でやっていると。職員も相当確かそういう部分は浸透してきていると思っております。

ですから、この後の質問にもありますが、我が市役所の職員は、日本で一番優れていると、私はそう思っているのです。それをまた問う声がこの後、出ますけれども。ですので、当然経費のかけ過ぎとか無駄は省いていかなければなりません。合併によって先ほど言いました 119 人と、すごい数ですよ。約 12 億円それで削減できているわけですから。これは合併がなかったら、これはほとんどできていない。

それだけ合併効果も大きかったということでもありますし、それだけ職員も頑張っただけでここまで職員の数を減らしながら——仕事量は増えているのです。圧倒的に増えています。機械化される、OA化されたからいわゆる仕事量といいますかは、迅速化されて減るだろうと言われていきますけれども、そうではないのですね。これはちょっと前宣伝が大き過ぎてそれはちょっとうそですけれども、どんどん仕事は増えていますから。そこも見極めないと、今のまま、あるいは今よりどんどん減らして行って住民サービスがおろそかになって、それでいいということであればそれは簡単ですよ。1つの仕事を1人でやって1年かけて1つやったというような程度であれば何でもできるのですけれども、そういうわけにはいかないということでありまして、

非常にその精神は私も大事にしていかなければなりません。

民間意識を取り入れなさい、これは十分理解しているところではありますが、ただただすぐには理想といますか、言ったとおり、先ほど言いました「言うは易し」であります。言うことは簡単ですけども、行政組織をどんどんとスリム化していくというのは非常に難しい。行政組織ばかりではこれはないと思います。民間でも生産性を向上させろと言っているわけですけども、工夫によってできるところもありますが、増産体制をとらなければならないというときに、機械だけでなかなか増産体制はできないわけですね。やはりそこに人間がついて回る。そうしますと雇用しなければならない。そこで民間では利益という部分が生じますから、それが例えば雇用を増やしても会社として利益が出たと、これはもうそれで成功です。

我々のところはそういう部分はほとんどないわけでありませぬ。これをやったから市役所がもうかったなどというのはそうありません。そこが民間と違うという部分は、それは議員はご承知かと思えますけれども、その辺も含めて議員からのご提言は十分心にとどめなければならないところではありますが、簡単にはできないという部分もご理解いただきたいと思っております。

それから民間の経営感覚とコスト意識を取り入れることの効果と必要性。これは今ほど触れましたように重要なことでもありますけれども、ただただそのことだけにとらわれて職員の数を減らす、費用を減らす、このことだけでそれでは行政が回るかというところではないということもご理解いただきたい。そういうことを今申し上げまして1回目の答弁とさせていただきます。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 行政改革と意識改革の必要性について

壇上でも申し上げましたように、先ほど挙げた事例は極端な例であります。このようにするべきだと申し上げたわけではありません。こういう事例もあると。可能性は無限なのだという1つのたとえ話のつもりでありました。

私が提案したのは、市行政のシステムの中にある仕事で、仕事の内容によってはそれこそ今市長がおっしゃったようにアウトソーシングすなわち外注に出せる性質のものも少なくないであろうと。まだまだ中でやっている仕事があるのではないかと。そういう類はどんどん外に掃き出す。それは1つの何て言いますか、コスト管理にもつながるわけで、ひいては市民のためにもなる。そういう意味でお話したつもりであります。この点について市長はどのようにお考えでしょうか。まだまだ私は外注に出せる部分はあるのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 行政改革と意識改革の必要性について

今、我々が、ぱっと全体的を見まして、民間でやってできないことはないと思われる部分というのは、先ほどちょっと触れましたけれども、給食センターだとか、あるいは保育園も同じです。これだけ公立の保育園を持っている自治体は、全国的にもちょっと珍しいのです。ほと

んどがやはり民間がいっぱいなのです。だからそういうことができると思います。それから水道のほうも今料金徴収をもうやっていますね。水道事業そのものも、あるいは下水道であってもですけども、そっくり民間という部分も取り入れられているところでもあります。

今、市民の皆さん方の声を率直に出していただきますと、民間イコール悪なのですね。例えばご承知のように給食センター、これを——今は出ていませんよ、つい何年か前までは、民間に給食センターをお任せすると、もう給食の質が落ちるとか責任はどこが取るのだとか、反対の大合唱です。そういう部分というのがあるのです。

これは議員の皆さんも同じです。私もそうですが、選挙によって選ばれる立場というのは、そういう声を全く無視して選ばれるわけではないわけです。そういう部分も考えますと、議員がおっしゃるように、公でなければできない仕事というのは、税とかですね、戸籍とか、あるいは人事だってこれはどうしても職員、いわゆる職員がなっていなければならないということではない。消防でも確かそうですよ。これを全部民間に任せることだって可能かもわかりません。

ただしかし、そこは根幹部分ですから、市民の皆さんの命、安全を守るという部分はですね。それを民間ということについてはもう簡単にできることではない。ですので、議員が今この部分はどんなのだという具体的なことがあれば、それについて私はこう思いますということはお答えできますが、私の口から今、大体網羅的に申し上げたところです。総体的に。具体的な部分についてこの部分を、という民間委託したほうがいいのだがという思いというのは、特に今、私は持ってはおりません。

○議長 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 行政改革と意識改革の必要性について

井口市長と私の考え方の中に幾分、物の考え方の違いもあるようですが、もうそろそろもうすぐおやめになるのかなという、そういう市長に対してこれ以上どうこう申し上げるのは適切ではなからうと、そのように思いますので、この質問はこれくらいにしておきます。

2 医療と福祉、保健行政について

では、続いて2つ目の質問とさせていただきます。医療と福祉、保健行政についてであります。日本人社会における高齢化は欧米先進国の4倍の速さで進むと言われていています。物の本には3倍の速さだと載っていたものもありますが、4倍であるか3倍であるか私は知りません。知らないことは知らないと申し上げますが、いずれにせよ欧米先進国と比べてもはるかに速いスピードで高齢化社会に向かっている。おまけに団塊の世代という皆さんが、70代、80代になっていくその時期にどういう問題が起きるか。いろいろ考えればそれ恐ろしい数字が並びそうな気がしているのですが、さて、3つ質問をいたします。

1つ目として医療再編のお話。医療再編の総括と残された課題についてお尋ねします。昨年からことしにかけて行われた医療再編は、全国的にもあまり例のないとのことでしたが、医療関係者や市職員の努力により目立ったトラブルもなく、意外なほど順調に推移したと思います。しかしながら、看護師の不足により当初予定したとおりの形にできていないところが少なくな

いとも聞いています。この分野では全く無理もないことだと私は思っていますが、例えば市民病院では20名で、基幹病院では40名ほど看護師が不足しているとのことであります。来春には堀之内病院の療養病床の50床がなくなるというお話であります。堀之内は病院から診療所になるなど、また小出病院の療養病床の予定が44床から結局はやむを得ず30床でスタートすることになるだろうという情報も聞いています。当初の医療再編に予定になかった動きについていろいろ聞いていますが、これも実は看護師の不足によるものであります。人不足と療養病床の点で今後どのように推移していくと予想されるか。わかる範囲においてお答えいただきたいと思います。

○議 長 一問一答で、全部まとめて。

〔いや、これでいいはずです。〕と叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 ちょっと登壇します。

2 医療と福祉、保健行政について

医療再編の総括と残された課題であります。今、議員からおっしゃっていただきましたように、日本でも初と言われております魚沼地域の医療再編であります。昨年6月の基幹病院の開院、それから11月の南魚沼市民病院の開院と新ゆきぐに大和病院の開院といえますか継続でありました。一応の完了をみたところでありすけれども、おっしゃっていただいたように施設面の整備が一段落したということでもあります。

今ようやく地域で1つの病院という大きな目標に向けてスタート地点に立ったという段階だと思っております。今それぞれの病院の中で懸命な取り組みを続けておるところであります。基幹病院では9病棟中6病棟の稼働でありますからまだ3病棟。この10月には1病棟といったのですけれどもこれが全部になるかどうかわかりませんが、稼働していきたいということでもありますし、おっしゃっていただいたように小出病院での療養病床の立ち上げが遅れている。こういう状況であります。

そこで懸念されますのは、その療養病床です。今、議員からおっしゃっていただいた堀之内がもう削減。その数より少ない部分が、計画的にいきますと44床が小出病院にできるということですが、まだ私も正確な情報としてそれが30床だとかということは聞いておりませんが、とりあえず来年の4月1日から立ち上がるということです。これは再編のときに南魚沼市そして魚沼市、県、あるいは十日町市これらときちんと協議をした中でそれぞれの役割分担があったわけです。南魚沼は新病院の開院が6月1日にはできなくて若干遅れましたけれども、それらを抜いて全てそれこそ話し合われたとおりのことをしてきております。しかし、他の自治体で自分たちで受けた部分が今履行されないでいるということでもあります。これは本来大きな問題です。この問題を南魚沼が追及される理由というのは、本当はないのです。追及されれば私は、いや我々はやったのだけれども、人がまだしていないのだということしかこれは言えないのですね。ですから、1日も早くその計画どおりのことを実行、履行していただきたいということを申し上げる以外にありません。

ただ、岡村議員も前々からおっしゃっていますし、今、勝又議員からもお話ありました療養病棟の部分についてこの計画が実行されないでいったときに、では、どうするのだということでもあります。これは基幹病院も含めて——基幹病院も含めてですよ、市立病院だけがその責任を取るということではない。基幹病院も含めて療養病床を計画どおりの病床をそろえるということをやっていかなければなりません。言っていたけれども数が足りなかったのでできなかったで済む問題ではないのですね、これは。もう医療難民、介護などという問題ではありませんから、医療難民が出るということです。これはもう少しやはり当該自治体の皆さんは本気になって考えないと、まあ何とかなるだろうとか、また来年になってみたら足りないからこれは仕方ないなどという話だけで済まされるということではないわけですから。人の命がかかっていますのでね。

そこは私の在任中に状況をきちんと把握をして、もし、状態が、状況がそろわないという方向性が見えるとすれば、さっき言いましたように県とそして関係自治体で、今ある医療施設をでは療養病棟としてどう活用できるのか。活用するのかですね、していかなければならないわけですから、そこをきちんと方向性を出して新しい市長につないでいくということを考えなければならぬと思っています。

議員はやめていく市長にあまり深追いしても始まらないからこの辺でやめるとかと言いますが、言ったらちゃんとやってくださいよ。私もそう思ってやるわけですから。まだ2か月ありますから。ここですぐ、この議会でお別れだなどということにならないようお願いをしたいと思います。公式の場ではお別れであります、皆さんが去りゆく者に対してあまり情をかけて、まあ、あまり深追いをしないうにしようと思うのなら一般質問をしてもらわないほうがいいのです。本当に。徹底的にやってください。私も徹底的にやらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 医療と福祉、保健行政について

今ほど市長が言われたように、魚沼市のほかの自治体のことについて云々というお話がありましたけれども、私は医療再編はほかの自治体にもまたがっていたという意味で、そういうお話をしたのですが、それにしても療養病床のことを考えると、中魚沼は大変な状況にあるように聞いています。津南町病院が療養病床はなくなって休床に入りました。十日町病院は以前からない。包括ケア病棟が四、五十床あるというだけだそうであります。あと上村医院が60床やめてしまった。中条病院も45床あった療養病床をやめたと。いろいろ考えてみますと、国の政策でそちらの方向へ向かっているというお話は聞いていますが、現場では大変その移行の期間、いろいろ大変な不具合が生ずるのではないかと、私はそんなふうに関心している次第ではありますが、この点について何かコメントをいただけるようであればお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療と福祉、保健行政について

今、議員から十日町周辺の状況をお話しいただいたところではありますが、これもご承知かと

思いますけれども、例えば津南病院あるいは上村医院さん、中条病院は、医療再編をスタートさせるときにそういう動きというのはなかったのです。しかし、医師や看護師不足もあったかもわかりませんし、ご承知のようにこれはなかなか利益の上がりづらい療養病床ですね。そういう部分があって民間のほうで撤退というのは、中条病院でも半民間ですからそういう部分では、そういう経済的な論理の中でそうせざるを得ないということは理解はできますが、そのことを全て医療再編があったからそうなったというふうに考えてもらっては困るわけでありまして、これはそういうことを想定して医療再編しているわけではないわけでありまして。

堀之内もそうなのですよ。堀之内があって、そして新たに小出に44床立ち上げて南魚沼の部分をごへそっくり吸収できる。ですから、数としては増えているのですね。それが実行できていけば、療養病床の数としては事前より増えているのです。そこが実行されないというところに大きな問題点がある。実行されないままいってもらっては困るわけでありまして、何とかしなければならない。国の医療費の支給の点数の問題ですか。そういう部分も確か相当あるわけでありまして、医療費を総抑制という枠の中ではそれを一律的に普通の病床と同じように扱ってはとてもこれは医療費、行政のほうの財政が持たないという、そのことは確かあるわけでありまして。

ではそれをどう解決できるかといいますと民間では無理であります。そこはやはり行政といいますか、自治体が税金を投入してでもやるべきことはやっていたいかなければならないということだろうと思っております。ですので、もし、どこも何もできないということであれば、赤字は当然覚悟しながら大和病院あるいは市民病院の中に少なくとも南魚沼市のそういう皆さん方を入院できるような病床をでは設けるかと、こういうことまでも最終的には考えていかなければならない、だとは思っておりますが、まだ今そこまでの段階ではないと思っておりますが、いずれにしてもこれは県と関連自治体の大きな問題点であろうというふうに認識をしております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 医療と福祉、保健行政について

ご答弁いただきました。今後とも状況判断でよろしく対応していただきたいと思っております。

最初の質問に関連する内容になりますが、2つ目の質問として地域包括ケアシステムの構築に向けた対策について、今現在どのような動きがあるのかお答えいただきたいと思っております。医療・福祉・介護・保健などの分野での情報交換と連携が極めて重要と思われまますが、今後のあるべき姿とはどのようなものと考えられるか、その方向性についてお尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 登壇します。

2 医療と福祉、保健行政について

地域包括ケアシステムの件でありますけれども、今、南魚沼市ではことしの4月に多職種によります検討・推進組織といたしまして南魚沼市地域包括ケア連絡協議会を設置させていただきました。7月31日には市民の皆さんへの啓発を目的といたしました市民フォーラムを開催いたしました。それから、各地域包括支援センターを中心にワーキングチームを立ち上げまして、

さっき言いました多職種によります地域課題これらを協議しているところでもあります。具体的な取り組みの初年度でありますので、在宅医療と介護の連携をきちんと図っていかねばなりませんし、市民の皆さん方の理解も深めていかねばならないということを今メインに進めているところでもあります。

我々は団塊世代でありまして、全てのことがみんな団塊世代が生きているから悪いのだというような方向になるのですけれども、国も、団塊の世代が75歳以上になります2025年、まさに我々がそうなるわけですね。ここが一番のピークでありますから、これをめどといたしまして、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を実現するということを求めているわけでもありますけれども、今の状況として達成状況を評価する評価指標もまだ定まっておられません。実現するまでにはかなりやはり時間が必要だろうということは感じております。

現在の課題といたしまして、やはり高齢者の方が住み慣れた地域で生活していく、このために重要な役を担うべき在宅医療、あるいは在宅介護サービス、ここがまだマンパワー不足。これが一番の原因でありますし、やはり在宅医療・在宅介護ということになりますと、受け入れる家族の皆さん方のご協力が欠かせないわけではありますが、地域性もありましてなかなか——特に在宅介護については24時間体制も一応は我々は目指してやっているわけですね。しかし、夜の夜中に介護該当の方のところにマネージャーが入ってくるということを簡単に受け入れられない家族といたしますか、家庭状況もあるわけです。ですので、在宅介護というのは、在宅医療も同じですけれども、本当に言葉では非常にいいことですが、言うほど簡単にはできないということは本当に実感しているところでもあります。

しかし、マンパワー不足もあります。お医者さん、看護師さんあるいはケアマネさんとかですね。そういう皆さん方のマンパワー不足もあるということでありまして、十分に提供できない、あるいは受け入れができなということが挙げられていると思います。

それから、自ら介護予防に対する取り組みです。これを行うことによって介護状態にならないようにする、これが求められているところではありますが、今は地域包括支援センターを中心に各種の介護予防事業に取り組んでおります。十分だとは申し上げませんけれども、ふれあいサロン、認知症カフェ支援、こういうことで地域での支え合いを進める取り組みも行っているところでもあります。

地域包括ケアシステム構築に向けました対策につきまして模索している状況ではありますけれども、連絡協議会の機能を生かしてワーキングチームをうまく活用させていただいて、まずは実態把握、それから分析、これを行わせていただいて、地域包括ケアのあるべき形の具体化、医療機関、介護施設等との連携、これをこれからもさらに深めていかねばならないという認識を今、持っているところでもあります。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 医療と福祉、保健行政について

ゆきぐに大和病院についての本が何冊か出版されていますが、私の手元にそのうちの1冊があります。読んでいて、えっと驚いたことがありましたので、この場でご披露してみたいと思

います。

大和町では私たちの活動の結果、老人医療費が下がり、その結果として全体の医療費が下がり、国民健康保険が大黒字になり、ついに国民健康保険税が大幅減税になってしまった。また、大和町では約6割の人たちが自分の家で人生を終わる、その体制ができたのであると。地域の医療・保健・福祉の究極の目標が実現されつつあると。

これはかなり前に書かれた本であります。1992年の出版ですからかなり前のことでありますけれども、私はこれを見て驚いたのであります。かつて大和町地域において地域包括ケアのモデルケースというべきシステムが既に構築されていた、そういう時期があったのではないかと思います。我々の地元にあったそのよき実例を見習い、学ぶことによって地域全体のレベルを高めることができるのではないかと。私はそのように思うのですが、いかがでありますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療と福祉、保健行政について

ゆきぐに大和病院が全国的にその名をはせたのは、やはりその取り組みでありました。医療・福祉・保健、この三位一体でやっていくと。その当時は、国保の会計が大黒字になったなどということは私はちょっと存じ上げておりませんが、合併当初でも大和病院はまだ10億円という内部留保基金を持っていたのです。10億円ですよ。ところが、一瞬にしてそれが、一瞬でもありませんけれども、3年か4年で全部なくなりました。なぜでしょう。これはですね、いわゆる当時の病院の先生方の問題点、ここがありました。本当にささいなことだと思えるのですけれども、私はその内容がまだよくわかりませんが、院長になられる方への反発もあったのでしょうか。それが退任された。それに一緒されて先生もやめられたという方もあります。そこで一気にやはり崩れた。

それで、大和病院の取り組みというのは、確かに大きな参考点ではあります。しかし、今それをあの大和の病院の取り組みを南魚沼全域に広げられるか。これはちょっと無理です。今の体制はですよ、体制では。当時、大和病院はやはり先生が本当に集まってきたのですね。ある先生を慕ってやはりおいでいただくというようなことも大分ありましたから。本当に形としては素晴らしい形ができていたわけです。今の地域包括ケアシステムを先取りしたかと言われるとちょっと私はそれはわかりませんが、まあまあ在宅医療的な部分、それから予防の健診、これは確か相当徹底してやったようであります。

ですので、そういうことができる人員体制があれば、これはやっていけるものだと思いますが、今のところはまだそういう状況ではない。しかし、理想ではあります。そこに高度医療を加えて、そしてある意味命を救おうという部分から基幹病院構想も出てきたわけでありますので、本来でありますと医療体制そのものは医療環境はよくなっている。ただ、その在宅医療とか、在宅介護——あのころは介護とは言いませんでしたけれども、そういう部分というのはどうしてもきめ細やかな対応は当時よりは劣っていると、そういうことだろうと思っております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 医療と福祉、保健行政について

さあ、いよいよ3つ目の質問であります。保健行政の重要性と今後の課題についてどのようにお考えでありましょうか。お尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 登壇します。

2 医療と福祉、保健行政について

保健行政の重要性ということではありますが、ことし3月に平成28年度から10年間を計画期間とします「南魚沼市いきいき市民健康づくり計画」、そして「南魚沼市健康まちづくりの食育推進計画」の第2次計画を策定をさせていただいたところでもあります。平成24年3月に策定しました「南魚沼市の歯科保健計画」これは平成33年までの10年間、これらとともに市の健康づくり計画の3本柱であります。これらの計画につきましては、「第2次南魚沼市総合計画」の政策大綱の1つであります「保健・医療・福祉（地域ぐるみでつくる健康・福祉・子育てのまち）」ということではありますが、これにあります、こころとからだの健康づくりの推進、このための具体的な施策を示すものであります。この計画では、生涯を通じて誰もが健やかでいきいきと暮らせる地域を大目標に掲げておまして、健康寿命の延伸、それから健康格差の縮小、生活の質の向上、働き盛りの死亡の減少、こういう4項目の課題を改善するためにそれぞれ取り組んで推進していくということでもあります。

保健行政の役割は、やはり地域住民の皆さんの健康を守る、このためにそれぞれ個々の皆さんの努力だけでは守ることができない医療課題、あるいは健康資源を行政として把握いたしまして、公助・共助としての公共サービスにつなげるようにその課題解決を図ることと、それから健康に対する意識の向上、そして健診、健康指導、こういう健康管理のための機会を提供するというによりまして、市民の皆さんが健康づくりに積極的にかかわれる環境づくりにあろうかと思っております。

住民健診のうちの特定健診の受診率であります、平成27年度は51.7%でありまして、特定健診の開始以来50%前後で大体推移してきております。ほかの自治体と比べても悪い数字ではありませんけれども、目標としております、ご承知のように65%、ここに至るまでにはまだまだかなりの隔りがある。それから、受診者の固定化がちょっと見られるということが問題であります。自分の健康に関心の薄い人への受診勧奨の課題、あるいは個人では改善に結びつけることが難しい自殺問題、こういうことにつきまして地域全体で命を守る大切さを醸成していくことが重要であろうと思っておりますし、そのために保健行政もあるということでもあります。

そういうことの中で健康推進員、筋力づくりサポーター、食生活改善推進員こういう皆さん方との協働によりまして、やはり地域に根差した活動を行う。こういうことで健康意識をさらに向上させなければなりませんし、我々行政の関係、各課それからまちづくり協議会、あるいは学校、商工会、これらとの関係機関との連携も一層やはり図っていかなければならないと思っております。その上で健康意識の向上が図っていければ、これに越したことはないわけでありますので、そういう活動をやっていくのが保健行政の使命であり、また課題であり、重要性

でもあるということだろうと思っております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 医療と福祉、保健行政について

今、市長の答弁をいただいて全くうなずいてしまったのですが、全く私もそのように思います。最も重要なのは健康寿命を延ばすことであって、平均寿命を延ばすことではない。病気になって長生きをするということは目標ではないわけであります。いきいきと健康で生きるという意味で健康寿命を延ばすことこそが最も重要だと思います。実はですね、これは聞いた話なのですが、旧大和町地域は別として、南魚沼市全体で見れば健康管理に対する意識が決して高いとはいえていないというアンケートによる統計的データがあるというように聞きました。これを真摯に受けとめ、市民一人一人が健康意識の高揚のために行政は何をなすべきか。また、何をなさなければならないか。今後団塊の世代が高齢化する中で、今後の行政側の対策がどのようなものであるか、もう一度お尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療と福祉、保健行政について

大和地域を別にしているということをおっしゃいましたが、私はその大和地域が別であるかどうかは別にいたしまして、南魚沼全体として特に保健課、保健師から指摘されていることは、新潟県下で一番飲酒、酒を飲む量が多いのか機会が多いのか、まあ一番だそうです。それから喫煙ですね、こういうことは常に言われておりまして、当事者の1人として身を縮めているわけでありすけれども。

どういうことと言っても結局個人なのでですね。いくら行政が働きかけをしても、個々の皆さんが自分で自分の健康をきちんと守っていこうという気持ちがなければ、これはもう何をやっても無駄だ。特定健診の受診率が低い、これは、私は特定健診なんて受けないです——なんてなどという言い方をしては悪いですが、私はドックですから、ドックへ行っている。これだっただけです。ドックを受けている皆さんも相当いらっしゃると思うのです。

そういうことも含めると、やはりそういう部分での充実性は行政としてやっていかなければなりませんが、最終的にはそれをやろうとする意志は個人でありますから、子どもに言うて聞かせるようなことばかりを毎日言っても、なかなかだめだと思うのです。健康というのは一病息災といいまして、ちょっと何か不健康なところを持っている人のほうが長生きするというようなことを言われていますから、目標とすればやはりとにかく1年に1度くらいは、自分の体のことをきちんと調べていただいて、そこが悪いとかここが要注意だとかそういうことをまず知ることから始めないと、ととてもとても健康寿命がどんどん延びていくという状況にはならないような気がします。ですので、そういう動機づけを行政として一生懸命やっていくということだろうと思っております。しかし、簡単にはなかなか聞かない人が私も含めて大勢でありますので、そこが難しいということは痛感をしているところであります。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 医療と福祉、保健行政について

今ほどの市長の答弁をお伺いして、私も全く同感であります。一人一人の意識が高まる以外にないということで意見の一致を見たところで、以上で終了いたします。

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は、明日 9 月 13 日午前 9 時 30 分、当議事場で開きます。

大変ご苦労さまでした。

〔午後 4 時 30 分〕